

(農林)51-20

# ブラジル農業開発協力事業 開発計画調査報告書

昭和51年6月

国際協力事業団



PFa700  
47  
K

## あ い さ つ

今般国際協力事業団は、ブラジルにおける日本・ブラジル農業開発協力事業の基本的取進め方を協議するため、当事業団副総裁久宗高を団長、経済団体連合会専務理事古藤利久三を副団長とする官民合同の調査団を、昭和51年2月7日から2月29日まで派遣した。

今回の調査は前年2月に実施したブラジル農業開発協力事業基礎調査に基づき、政府と民間団体がブラジル農業開発協力事業の計画の実施の基本的事項についてブラジル側政府と協議することを目的としたものである。

この協議によって事業実施の基本的枠組みと今後の取進め方について両者の大方の了解がとりつけられたことは、真に慶賀にたえない。

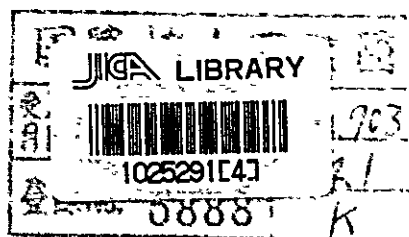
今回の協議の結果、今後の事業実施に関する具体的な計画の策定を両国政府及び民間の関係機関が協同して行うこととなった。

本協議に当り絶大なる協力をいただいたブラジル連邦政府農務省そのほかブラジル側関係機関の方々及び我が国関係機関の方々に対し心からお礼申し上げる次第である。

昭和50年6月

国際協力事業団

総裁 法眼晋作



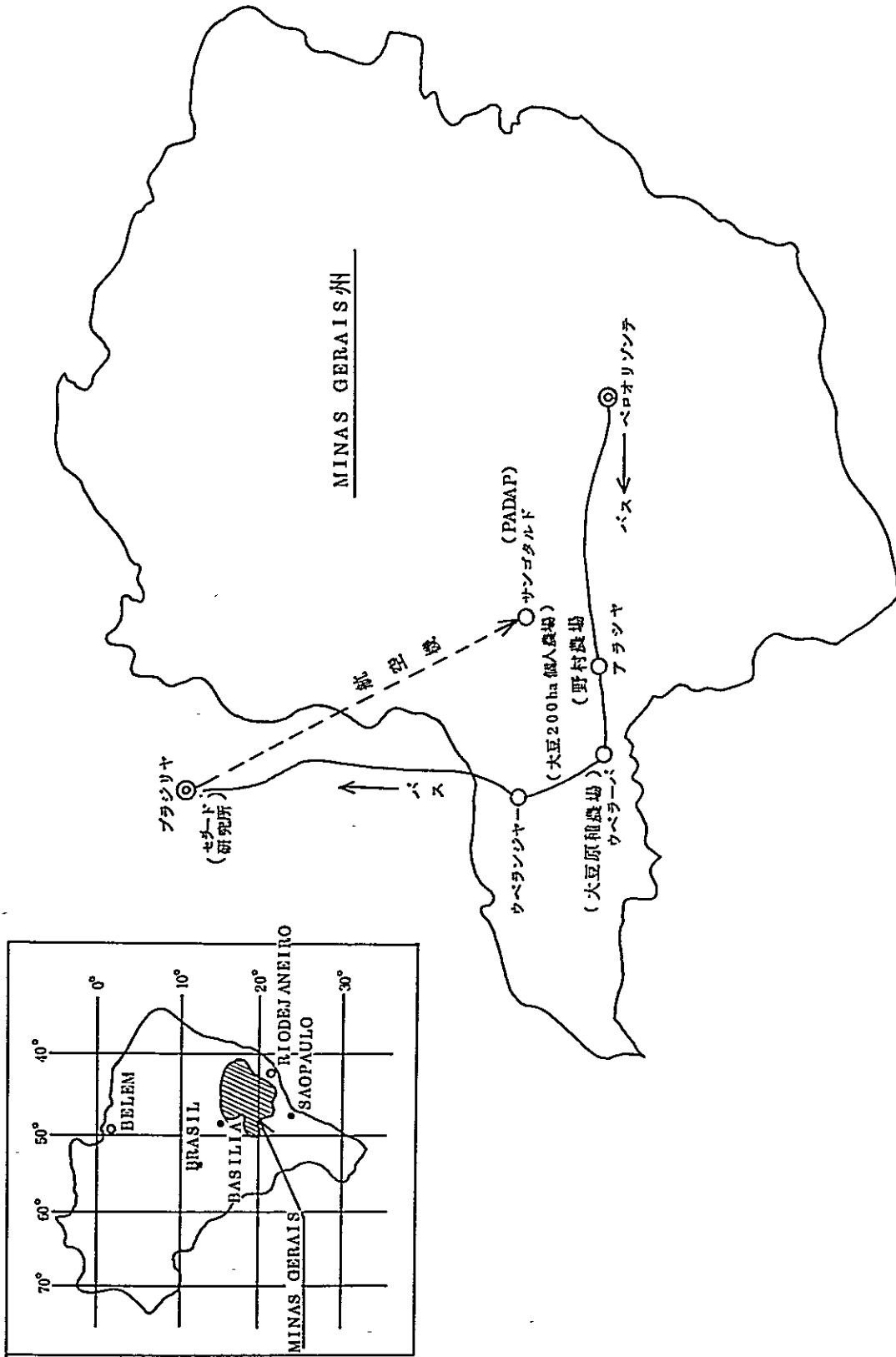
国際協力事業団

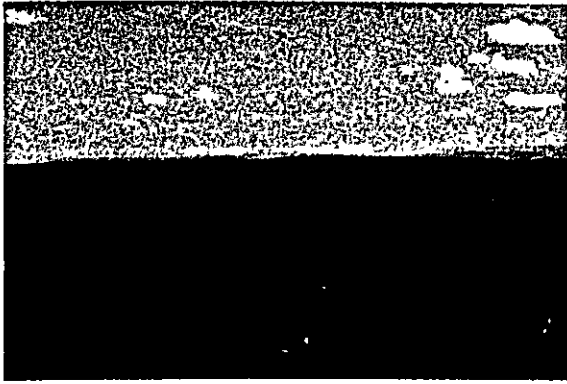
受入 月日	'84. 8. 23	703
		81
登録No.	13652	AD

## 目 次

第1章 経緯と目的 .....	1
1・1 調査団派遣の経緯 .....	1
1・2 調査団の目的 .....	1
1・3 調査団のメンバー .....	1
1・4 調査団の行程 .....	2
第2章 日・伯農業開発協力事業に関する協議内容 .....	5
( 附属参考資料 )	
1. 農業研究協力について .....	8
2. ブラジル経済の最近の動向 .....	9
3. ミナスジェライス州の投融資計画 .....	12
4. ブラジル農業の現状と問題点 .....	13
5. 新規プロジェクトにおける農業金融制度 .....	21
6. 農業保険 ( PROAGRO ) の規定 .....	35
7. ブラジルにおける外資系農業関連企業の概要 .....	41

現地視察位置図





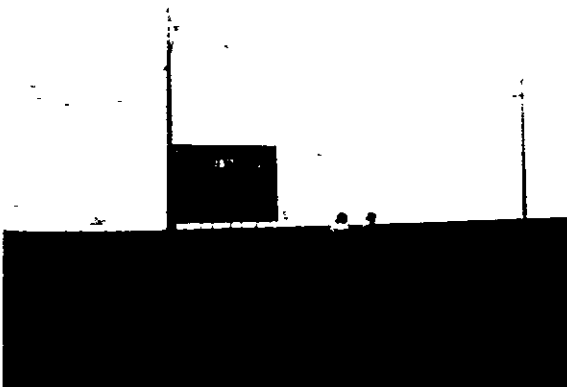
野村農場（アラシヤ）



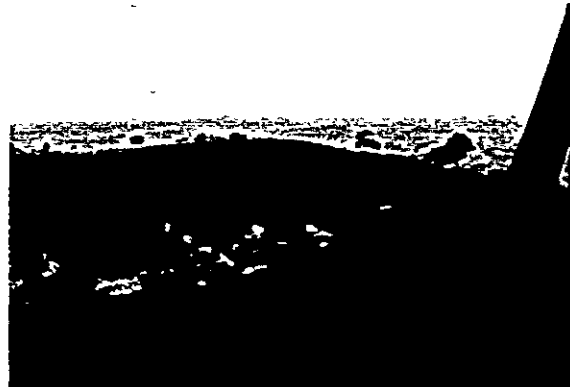
セラードの植生（アラシヤ）



EPAMIG 試験農場（採種圃）  
（ウベラーパ）



200 ha の大豆農場3 作目（ウベラーパ）



コーヒー植栽地（アラシヤ）

## 第 1 章 経緯 と 目的

### 1・1 調査団派遣の経緯

1974年9月17日 田中総理大臣はブラジル連邦共和国ガイゼル大統領と両国間の経済提携の強化等について話し合いを行った際、農業開発の分野においても両国間で一層の提携をはかることが合意され、共同発表において基本的考え方が明らかにされた。

共同発表に示された日本・ブラジル農業開発協力事業は、両国政府支援のもとにブラジル資本と日本民間資本とが提携して農産物の生産、企業化及び商品化を行う農業開発事業を実施し、その生産物はまづブラジル国内需要に供するとともに一部を輸出に振り向け、もって両国の利益の増進に寄与するようにしようとの考え方のものと理解される。

このため日本政府は50年2月に国際協力事業団より調査団を派遣し共同発表に基づく日本・ブラジル農業開発事業の計画・実施についての基本的ガイドライン設定のためのブラジル政府との予備協議並びに協力事業候補地域について開発基本構想策定のための現地調査を実施した。その調査とあわせて技術協力の可能性をさぐるための一次産品開発技術協力開発事前調査が行われた。

以降50年6月倉石元農林大臣がブラジルを訪問した際のパウネリ農務大臣のエード・メモワールの趣旨をふまえ、我が国側においては、政府・経済団体連合会、農業団体中央機関において協力事業の構想を、外交ルート等を通じブラジル側関係機関と連絡をとりつつ検討が加えられた。その結果、政府、民間の合同調査団を51年2月国際協力事業団から派遣した。

### 1・2 調査団の目的

日本・ブラジル農業開発協力事業の実施についての基本的枠組み及び事業のとり進め方についてブラジル側政府関係機関と意見調整を含めた協議を行うことが目的であった。

### 1・3 調査団のメンバー

本調査団員は日本・ブラジル農業開発協力事業が両国の政府支援のもとに民間資本が提携して事業を実施するものであるため、政府関係者のほか経済団体連合会をはじめ民間企業関係者と農業協同組合の中央機関関係者を加え下記のメンバーで構成された。

## 日本・ブラジル農業開発協力事業調査団団員名簿

団 長	久 宗 高	国際協力事業団副総裁
副団長	古 藤 利久三	経済団体連合会専務理事
団 員	高 須 儼 明	農林省農林経済局国際部長
〃	松 浦 晃一郎	外務省経済協力局開発課長
〃	菊 地 雅 夫	農林省農林経済局国際部国際協力課々長補佐
〃	中曾根 浩	大蔵省国際金融局投資三課々長補佐
〃	足 利 知 己	国際協力事業団農林業計画調査部長
〃	白 石 建 次	国際協力事業団ブラジル対策室長
〃	小 森 祐 三	全国農業協同組合連合会常務理事
〃	福 田 次 男	農林中央金庫融資第 6 部長
〃	坂 部 順 一	三菱商事(株)穀物油脂部長
〃	折 橋 治 泰	三井物産(株)食料総括部長
〃	越 後 純 一	伊藤忠商事(株)総合開発部長役
〃	松 元 信 之	国際協力事業団農業開発協力部農業投融资課長

なお、在伯日本大使館 高多一等書記官が協議に参加され、絶大な御協力をいただきました。

### 1・4 調査団の行程

調査団は 51 年 2 月 7 日先発の団員 3 名が東京を出発し連邦政府と事前協議を行い、13 日～15 日全団員ミナスジェライス州政府関係者と打合せを行った後、約 1100 Km の行程でセラード地帯の現地視察を行った。16 日～21 日まで連邦政府と本格的協議を実施し、24 日サンパウロにて日本民間企業代表者への報告会等を行い、29 日までに全団員が帰国した。

主なる調査団の行程及びブラジル側協議相手及び懇談者名は下記の通りであった。



調査団の主な行程

月 日	事 項
2月 9日(月)	在伯日本大使館との打合せ及びブラジル連邦政府との予備協議(日本側の考え方の説明及び伯側基本構想聴取)
2月10日(火)	
2月12日(水)	調査団打合せ(予備協議状況の説明及び日程打合せ)
2月13日(木)	ミナス・ジェライス州政府関係者との懇談及びシャベス州知事表敬 アルト、パラナイバ、三角ミナス地域周辺のセラード地帯農業開発状況
2月15日(日)	
2月16日(月)	1) 外務省表敬 2) パウルネリ農務大臣表敬 3) 第1日目協議(農務省)
2月17日(火)	第2日目協議(終日、於農務省)
2月18日(水)	1) 連邦セラード研究所視察(午前中) 2) 政府間合意の形式について協議(午前中、於外務省) 3) 第3日目協議(午後、於農務省)
2月19日(木)	PADAP視察(連邦政府提供軽飛行機にて)
2月20日(金)	1) 第4日目協議 2) 協議議事録の作成(起草委員会) 3) 久宗団長主催レセプション(於、エロン・ブラジリア・ホテル)
2月21日(土)	1) 伯側民間との合同会議 2) パウルネリ農務大臣主催夕食会(大臣公邸)
2月23日(月)	1) グレイロ外務次官表敬(団長、政府及びJICA派遣団員) 2) コチア産業協同組合との意見交換(農業団体派遣団員)
2月24日(火)	1) サンパウロ総領事表敬 2) 在サンパウロ日本商社関係者に対する協議結果報告 3) 邦字新聞及び日経・時事特派員との共同記者会見 4) コチア産組井上会長との意見交換
2月25日(水)	フジワラグループ、ワシントン畑中氏との意見交換

## ブラジル側の協議相手及び懇談者名簿

### (1) 協議相手者

ヴァレンチーニ農務大臣補佐官  
クリバヤシ農務大臣補佐官  
モラエス農務大臣補佐官  
レイス外務省アジア・オセアニア課長  
バルメイロ外務省アジア・オセアニア課一等書記官  
ヤマナカ水産庁企画局長  
シンプソン ミナス・ジェライス州産業開発院管理官  
タナカ ミナス・ジェライス州試験研究公社研究部長

### (2) 懇談者

パウルネリ農務大臣  
ゲレイロ外務次官  
シャベス・ミナス・ジェライス州知事  
アグリビーノ・ミナス・ジェライス州農務長官  
アビリオ・サントス・BDMG 総裁  
フェルナンデス・INDI 総裁  
シルバ・CASEMG 総裁  
サトルニーノ・EPAMIG 総裁  
井上コチア産組会長  
ワシントン畑中フジワラ・グループ

## 第2章 日・伯農業開発協力事業に関する協議内容

### 1. 協力事業の範囲

本開発協力事業の対象事業の範囲については、①政府間協力としての農業研究協力及び、②両国政府支援のもとで両国民間企業並びに農業協同組合等の提携による③大豆、とうもろこし、ソルガム等を中心とする農産物の生産事業、④農産物の処理、加工、流通事業及び、⑤農業生産資材の生産、供給事業を含めるのが適当であるが、当面は農業研究協力及び農産物の生産事業を重点的に実施し、農産物の処理、加工、流通事業及び農業生産資材の生産・供給については、農産物の生産事業の進展状況に応じて計画的に実施する。

### 2. 協力事業実施対象地域

本開発協力事業の対象地域については、中西部セラード地帯のうち、当面はインフラストラクチャ等の開発基礎条件が比較的良好に整備され、農業開発に関する行政組織も充実しているミナス・ジェライス州のセラード地帯において選定する。

### 3. 農業開発事業規模

- 1) 農業開発事業規模については、セラード地帯開発における技術の未確立等開発基礎条件の未整備を重視する観点から、本開発協力事業の第一段階として、当面5万ヘクタールを対象とした試験的事業（パイロット・プロジェクト）を計画・実施する。
- 2) 5万ヘクタールのパイロット・プロジェクトからスタートすることは、その前提として将来における開発規模の段階的拡大を考慮してのことであり、将来の開発規模の拡大については、第一段階のパイロット・プロジェクトの結果をもとに日・伯双方が協議して決める。

### 4. 日・伯農業開発会社

- 1) セラード地帯を対象とした日・伯農業開発事業の効果的な推進を図るため本開発事業の中核的な実施主体として「日・伯農業開発会社（仮称）」（以下「開発会社」という。）を日・伯両国からの出資によって伯国内に設立する。この開発会社の株式の過半数は伯側が保有する。
- 2) 日・伯両国は、開発会社へ出資するため日・伯両国の政府関係機関及び本開発事業に参加する民間グループの出資（土地の現物出資を含む。）によって投資会社を両国にそれぞれ設立する。投資会社に参加する政府関係機関として、伯側において伯側政府を代表してミナス・ジェライス州開発銀行が、又、日本側においては国際協力事業団がそれぞれ参加する。
- 3) 開発会社の機能（活動の範囲）については、伯側が日・伯間の協力によるセラード農業開

発協力全体に適用しうる巾広い機能を主張したのに対し、日本側は当面のパイロット・プロジェクトを前提に、①本開発事業に関する調査、計画の作成、②試験農場の設置運営、③開発用地の一括取得及び生産事業者への分譲又は貸付け、④生産事業者に対する資金の貸付け、⑤技術指導などを主張、協議の結果、当面は日本側の考え方をベースにパイロット・プロジェクトの企画及び調整機関として機能することを目的にその具体的なあり方について今後日・伯間で検討することとなった。

4) 開発会社の事業資金については、日・伯双方の投資会社からの出資金及び日・伯双方の政府関係機関からの借入れ金によってまかなうこととするが、事業資金総額、資本金と借入れ金の割合などの具体的な資金計画については、今後、日・伯間で検討する。

## 5. 生産活動

1) 実際の農業生産事業は、日・伯両国の民間企業、農業協同組合等の民間グループによって実施され、具体的な事業実施形態としては、①日・伯両国の民間企業等の合併による栽植企業形態及び、②伯国内農家の入植形態とする。

2) 具体的な生産活動は開発会社の定める方針のもとに実施することとし、開発会社の方針に基づいて生産事業に従事する日伯合弁栽植企業及び入植農家に対しては、その生産活動に必要な資金の一部を開発会社から融資する。

3) 入植農家が定着するために必要な生活環境の整備（農村電化、学校等）及び基幹的なインフラストラクチャについては、伯側において整備する。

## 6. 開発事業資金

1) 開発会社の事業資金のうち、日・伯双方の政府関係機関からの借入れ金については、①日本側からは、伯連邦金融機関等が開発会社の債務を保証することを条件に政府関係機関（特に、国際協力事業団）から円建円払いで開発会社へ直接融資する。②伯側も、日本側同様、連邦金融機関から開発会社へ融資する。

2) 一般に、伯国においては、外国から伯民間企業へ融資される資金に係る債務保証については、連邦政府の承認のもとに国庫又は連邦金融機関（特に、ブラジル国家開発銀行）又はブラジル銀行が契約書に記載された通貨で保証することとなっており、国際協力事業団から開発会社へ直接融資される資金に係る債務についても、そのプロジェクトの性格からして上記のいずれかの機関によって保証される。しかしながら、具体的な保証方法等については、日本からの融資規格、条件等が明らかになった段階で協議する。

3) 開発会社の事業資金の用途又は、融資対象分野については今後日・伯間で検討する。

## 7. 土地問題

日本側は、本開発事業の円滑な推進を図る観点から、伯側に対し、政府による強制収用を含

むスムーズな土地取得、地価の投機的な値上り防止等について伯政府が適切な措置をとるよう要請した。これに対し伯側は、伯側としても重大な関心をもっているが、強制収用をすることは、極めて困難であり、原則として土地取得の責任は民間にあると考えるが、伯政府としてもできる限りの協力をおしむものではなく、今後開発会社の一括土地取得との関連において引続き協議する。

## 8. 今後の進め方

- 1) 日本側は、日・伯農業開発協力事業に関する日本側の考え方を含むエイド・メモワールを早急に（フィージビリティ・スタディ実施前）伯側に提示する。
- 2) 開発会社の機能、資金の使途、融資条件等パイロット・プロジェクトの円滑かつ効果的な推進を図るための開発会社のあり方を中心としたフィージビリティ・スタディを日・伯両国の官民が共同して実施する。
- 3) フィージビリティ・スタディ終了後、日・伯間で次の文書を交要することとするが、各文書の署名時期、文書の内容等については、今後日伯間の協議を通じて決める。
  - ① 本開発事業の枠組み、投入される公的資金の使途等本開発事業の実質的内容に言及した合意議事録（R/D）
  - ② 日・伯双方の投資会社間による開発会社設立に関する諸契約。
  - ③ パイロット・プロジェクトに対する両国政府の支援を内容とする日・伯両国政府の書簡の交換。

## 9. フィージビリティ・スタディの実施

- 1) 上記8の2) フィージビリティ・スタディを日・伯両国の官民が共同して実施するため、今後2カ月以内にコミッティー的な組織を設ける。
- 2) 伯側は、ミナス・ジェライス州産業開発院（INDI）が中心となってフィージビリティ・スタディに参加する民間グループを調整する。
- 3) 日・伯両国の民間グループは、このフィージビリティ・スタディの結果によってパイロット・プロジェクトへの参加を決める。

## 10. 伯側の民間体制

伯側は、今回の日・伯間の本格協議を前に伯側民間に対し本開発事業の構想を説明し、本開発事業への民間の参加意志の確認を進めている。

また、今回はじめて伯側の一部民間を含めた（伯側民間を代表するものではないが）日・伯官民合同会議がもたれた。

( 附 属 参 考 資 料 )

1. 農業研究協力について

日・伯農業開発協力事業の重要な柱の一つである政府間によるセラード農業研究協力については、去る3月3日から約3週間江川農業技術研究所長を団長とする調査団を国際協力事業団から派遣し、去る3月16日江川団長とブラジル農牧業試験研究公社(EMBRAPA)総裁との間で、本研究協力に関する合意議事録に署名した。(ただし、協力事業の実施は、1970年に日・伯両国政府間で取極めた技術協力に関する基本協定に基づく補足協定の締結をまってスタートする)

「合意議事録の骨子」

1. プロジェクト名 ブラジル農業研究協力プロジェクト

2. 目 的

本計画の目的は、ブラジル農牧業試験研究公社によって企画立案されたセラード農業研究計画にそって進められている試験研究に対する日本国政府の技術協力を通じてセラード地域における農業生産技術を確立することである。

3. 協力内容

(1) 日本側の措置

- ① 実施機関に対する日本人専門家の派遣。
- ② ブラジル人研究者の日本国農業研究機関における訓練。
- ③ 計画の実施のために必要な設備、機械、器具、その他の物品の提供とその活用。

(2) 専門家派遣分野及び派遣方式

協 力 分 野	派遣方式	備 考
リ　　ダ　　ー	長　　期	長期は1年以上
植 物 病 理	〃	短期は12カ月未満
昆 虫	〃	
作 物 栽 培	〃	
土 壤 ・ 水 分 生 理	〃	
作 物 育 種	短 期	
農 業 気 象	〃	
農 業 機 械	〃	
農 業 経 営 経 済	〃	
連 絡 調 整 員	長 期	

### (3) ブラジル側措置

- ① 計画実施上必要な土地、建物及び施設の提供。
- ② 第3国又は国際連合のような国際機関の専門家に与えられるものよりも不利でない特権免除及び便宜供与。

## 4. 合同委員会の設置

- (1) プロジェクトのマスタープランの策定及び修正。
- (2) 毎年度のプロジェクトの実施計画の策定及び修正。
- (3) その他プロジェクトの実施運営に係る必要事項。

## 2. ブラジル経済の最近の動向

1968年以来74年まで年平均10.1%という高度経済成長を持続してきたブラジル経済も石油危機に端を発した世界経済の激変の影響を受け、石油価格、原材料価格の高騰、輸出農産物価の低下等の理由から74年度の貿易収支は46億ドルという記録的な赤字を計上し、国内インフレ率も前年度13.7%から34.5%に高進した。

このような状況下に政府は、輸出振興、輸入抑制、外資導入促進等の諸策を次々に展開した。

75年度の経済諸指標は未だ公表されていないが、各種の情報を総合すると、経済成長率はインフレ率を上回る最低賃銀の改訂、国内企業への投資の促進等の景気浮揚策がとられたもののこゝ8年間の最低の4.2%程度に止まった。特に期待された農業部門では、耕作面積の3.4%増、牧畜業の1.5%増にもかかわらず、北伯の水害、南伯の大霜害によるコーヒー、砂糖等の減産により3.4%に止ったことが特記される。

注目された国際収支は、輸入規制が強化されたが輸入額は74年に引続き120億ドル台となり、輸出は主力のコーヒー・砂糖の伸びなやみと先進国の景気停滞の影響から期待した程伸びず、貿易収支は35億ドル余の赤字となり、外貨準備高も2年連続して減少し期末の保有高は約40億ドルに減少した。又対外債務残高は対前年度48億ドルの増加となり、外貨不足の問題を提起している。(別表1、2参照)

一方インフレ率については、石油価格高騰の影響が漸次是正され、29.4%と74年の34.5%に比べれば、改善の方向を示したものの前年から続いているインフレの高進は少なからず経済活動の制約要因となっている。

然し何れにしても75年は、対外的には世界経済の不況、国内的には霜害、水害等による輸出主力農産物の減収という悪条件下にあってインフレ率を低下せしめると共に、約4.2%という先進国に比し高い経済成長率を保持し得たことは、政府の経済政策の効果が高く評価されよう。

このような75年度の経済状況を前提に76年度以降の経済動向を予測する場合、最も重要

なものは国際収支の見通しであろう。政府は1975年後半から逐次輸入規制政策をとりつゝあり同年12月には、輸入ライセンスの発行に際し原則として全商品についてFOB価格相当の現地通貨を360日間中央銀行に預託する（従来は関税率37%以上の商品180日間預託）と云うドラステックな措置をとった。加えて本年2月には約300品目の輸入を6月30日まで禁止することとし、今年度の輸入を前年度の約14%減の105億ドルにする計画をすすめている。

然し国際収支の改善は、ブラジルの主要輸出品目である第一次産品の輸入国である先進国の景気の回復が先づ問題となろう。

又これ等の輸入規制措置がとられてたが、未だ各種原材料、中間財を輸入に頼っていること及び輸入代替産業の育成を計っていること等から、国内インフレを助長することも考えられる。調査時点では75年1月の貿易収支は、砂糖価格の低下、コーヒーの値上り期待のための売控えという特殊要因もあってか、輸出が減少し貿易収支が約5億ドルの赤字となり2月も引続き2.5億ドルの赤字が見込まれる状況にあった。

その様な情勢から76年度は引続き国際収支は、差程好転せず貿易収支の赤字は輸出90～100億ドル、輸入125億ドルで25～35億ドル程度になるのではないかと、又これに伴い外貨準備高も30億ドル減少し、対外債務残高は40億ドル増の260億ドルになろうという予測記事も見られた。

一方先進国の景気回復が進み、輸入抑制措置の効果を考慮すれば貿易収支は8～10億ドルの赤字に縮少し得て外貨準備高は前年度並に維持し、対外債務は10%強増の250億ドル程度に落ち着くとの楽観論もみられた。

インフレ率については、輸入抑制に起因するインフレの発生は不可避であり、一方国内経済活動を活発化するための諸対策がとられることを考慮すれば75年度と同程度の高率なインフレ率になるのではないかとこの予想が多かった。

経済成長率は国際収支とインフレとの制約からそれ程高い率は期待出来ず、75年度並になるのではないかとこの意見も多かった。

何れにしろ、ブラジルの経済は現在過渡期にあり、経済動向の長期の予測は困難であるとしても、74年に策定された第2次国家開発計画が実施に移され、漸次産業構造を改善し豊かな天然資源を背景に70年代末までに更に高い経済成長率を達成し得る可能性をもっているものと思われる。

特に当面ブラジル経済が直面している国際収支の赤字問題に関連して、日本・ブラジル農業開発協力事業は、ブラジル経済にとって外資の導入と輸出農産物の開発との面から、経済協力事業としての意義が大きいものと思われる。



第1表 最近のブラジル国際収支

項目	年度	1974(A)	1975(B)	(A) - (B)
貿易収支		△ 4,667.5	△ 3,500	△ 1,167.5
(輸出)		7,967.7	8,700	732.3
(輸入)		△ 12,635.2	△ 12,200	△ 435.2
貿易外収支		△ 2,313	△ 3,200	887
経常収支		△ 6,980.5	△ 6,700	△ 280.5
資本取引		5,957.1	5,000	△ 957.1
(直接投資)		883.3	900	16.7
(借款、融資)		7,068.5	6,100	△ 968.5
(返済)		△ 1,994.7	△ 2,000	5.3
誤差		85.1	-	
総合収支		△ 938.3	△ 1,700	761.7
対外債務残高		17,165.7	22,000	4,834.3
外貨準備高		5,252	4,000	△ 1,252

註1. 1974年は、政府発表のもの。

2. 1975年は、11月時点の推定。

3. 三井BK、ブラジル駐在員事務所、ブラジル住友BK提供の資料より作製。

第2表 ブラジル1974-75年の主要経済指標対比表

項目	1975年	1974年
実質経済成長率	4.2%	9.6%
農業	3.4	8.5
工業	4.2	8.2
商業	3.3	10.9
運輸通信	9.3	16.5
インフレ率		
総合物価	29.4	34.5
卸売物価	29.3	35.4
リオ生計費	31.3	33.8
(内食費)	26.2	41.4
価値修正率	24.2	33.3
為替切下げ率	22.0	19.6
通貨料増加率 (各年末対比)	40.6	33.5
	(百万US\$)	(百万US\$)
総国際収支	※△ 1,213	△ 938
外貨準備高	※ 4,000	5,267
対外債務高	※ 22,000	17,166

出所 ブラジル住友BK及び三井BKブラジル駐在員事務所

※は推定値(1976年2月現在)

## 2. ミナス・ジェライス州に対する政府の投融資計画

1976年2月17日カイゼル大統領は、ミナス・ジェライス州に対し382億CR\$に達する投資を約束した。この投資の大部分はアツソ・ミナスとメンデス・ジュニオールの二大製鉄工場の建設に使用される。又ミナス三角地帯では化学肥料工場建設のため40億CR\$の投資が行われるであろう。当初はミイネラソン・パーレド・ハラナイバ社(リオドッセの子会社)への資金供給から始められる。この会社は磷酸鉍物、チタン等をサリテーレ及びタピラ地域で開発し、磷酸鉍物 110km離れたウベラーバ市にあるバレクェルティル社の工場で精製されたあと配合肥料工場に送られる計画となっている。大統領はこのふたつのリオ・ドッセの子会社の設立に署名した。今後2年以内に両社の生産が開始されれば農業用肥料の年間輸入額

は1億1,400万ドル程度減少しよう。

大統領はペラグランデ河とサンフランシスコ河の間にあるジャイバプロジェクトの23万haの農地のかんがい用の4台の揚水機(1台2,000万CR\$)の購入に同意する文書に署名した。このプロジェクトはパウネリ農相がミナス州農務長官であった時代に計画されたもので、この低開発地域での高度の近代農法と資本投下による大胆な開発計画は当時の大統領を感服させたものであった。この計画によると年間300万屯の砂糖、1,200万リットルのアルコールの生産のほか、大豆・野菜の栽培及び30万頭の牛の飼育をすることになっている。この計画には22の大企業の参加が見込まれており、1975年の総投資額は16億CR\$に達したと思われる。

また大統領はセラード農業、除草及びマッタセッカ等の農業研究のため3,000万CR\$、6試験農業の設置のため州農牧公社を通じ6,300万CR\$、さらにポロセントロ指定地域での農業技術援助と普及のため1億CR\$の供与等を保証する一連の文書に署名した。

しかし化学肥料と農牧業のプロジェクトは、連邦政府の支援のごく一部にすぎない。大統領はミナス州の財政難を軽減するためペーナ大蔵大臣に国庫から7億5,000万CR\$の貸付を行うことを命令した。

“Veja”誌1976年2月25日号より抄訳

#### 4. ブラジル農業の現状と問題点

“Veja”76年2月25日号特集記事“*As Duas Fases da Agricultura*”より仮訳

夜が明けるアルシージオバルボは、セルトンジーニオにある自分の製糖工場を出発し、車のなかから無線で農園にいる8人の現場監督に指示を与える。その農園は、地平線の遙かかなたまで広っており、一番離れた所からは製糖工場の巨大な煙突を見ることが出来ない。当年54才の彼は、農場の作業状況を見るため毎日車で100km以上走っている。彼は誇らしげに“これはブラジルで最良の甘蔗農園であり、ごく僅かの土地が日本人のものであるほかは、このあたりすべて自分の土地である”と語った。彼は1947年に親と7人の兄弟とともに17ヘクタールの土地で農業を始めた。今年その面積は、1万2,000ヘクタールの甘蔗農園に拡大し、また年間230万袋を生産するふたつの製糖工場も建設された。この農園が“ブラジルで最良の甘蔗農園”であるかどうかは別としても、極めて適切な管理が行われていることは間違いない。永年におたる甘蔗栽培の経験をもとに、バルボは5種類の農業機械を開発した。彼は半ば悔べつの調子をこめて“私のように実際に農業をやっていないならば、今日の技術者はやってゆけない。彼等は余りにも農業のことを知らない”と語った。彼の15台の作業機械は能力のロスを避けるため起耕用、植付用、農薬散布用など用途に応じた特性を備えている。この広大な農園の経営は、すべて自己資金で賄われており、アメリカ人のいう換金作物のみを作って

いる。このアメリカ型農業経営は、工業の発展に対応して農業の技術水準を上げうる唯一の道であることを多くの専門家、それにパウネリ農業大臣自身も指摘している。われわれは多くの国土を開発し、生産と輸出で利益を得ていることには疑いない。しかしながら、農業はいまだ数多の矛盾をかかえている。“われわれの国は近代的なものが伝統的なものと共存しており、多くの複雑な要因をかかえている”と農村社会学者のマリア・マッター女史は語っている。全国いたる所でわれわれは、この“共存状態”をみる事が出来る。パラナ州の北部では、家畜を耕作に使用している零細農は、奇妙な農業機械が増え、これが雑草を一本も残さず畑を常にきれいにしていることに驚いている。計画的な牧草生産と人工受精を採用している牧場の近くには依然として伝統的な方法での飼育が行われており、その結果、冬期に飼料の不足から多数の育牛が死亡する事態を誘っている。また、北東部では政府による農牧業投融资プロジェクトが導入されたが、小農は昔からの方法にたよって生き残ろうとしている。

大農と小農の間には、たゞ単に大きな技術上の差異が存在しているのみならず、社会、経済面の争いがある。農業の近代化の促進が必要であるが、これは農業雇傭労働者の職場を奪うことになり、彼等を吸収するため別の雇傭機会を作り出す必要がある。経済社会企画院のレイ・バイバ氏によれば、農業近代化の過程でふたつの好しくない問題を生ずるといふ。即ち、(a)農業部門の一部は、非農業部門が農産物と近代化の過程で農村に生じた余剰労働力を吸収し、彼等が近代的技術を身につけるまで待たなければならないことと、(b)伝統的農業経営は、近代化の普及につれ収入の減少という悪影響を受けるであろう。農業専門家はブラジルの農業を防御するための解決策として大農と小農の共存を図る二重構造を提供している。ブルガス研究所の経済学者であるジュリアン・シャセル氏の論文によると農業近代化の遅れの一因は教育水準の低さにあるという。すなわち、農業従事者1,380万人のうち600万人が文盲であり、750万人が初等教育を受けているにすぎない。

大規模農業と共に小規模生産者を存続させるためには、多数の農業機械を使用するアメリカ式農法と多くの労働力を必要とする中・小規模の日本型農法を調和させることであろう。これは、小農が大農に比べ不利な公的な資金の支援しか受けられないのにもかかわらず、現にブラジルで起きている現象である。このことは矛盾しているけれども、ピライシカーバ農業専門学校のロドルフ・ホフマン氏とジオセー・ダシルバ氏の共同研究によれば、小農は大農に比べ土地をより集約的に利用しており、また反当りより多くの労働者を使用しているといわれる。また、小農は大農よりも割合にして数倍の粗収入を上げている。

今日人力農具が貧農の間で使用されているのを見る事が出来よう。“農民は、くわでは4～5ヘクタールを耕作しうるにすぎない。これが彼等のみじめな生活の原因である。耕作に人力くわを使うことは畑で布を織るようなものでたいした意味がない”と、カンピーナス農業研究所のコナシン博士は語っている。農業機械の導入は、貧農の生活を向上させるだけでなく、

より安い食料の供給を保証することになる。例えば機械除草は人力による場合よりもより経済的である。中南部では一台のトラクターで1ヘクタール除草に要する時間は45分で、経費は30クルセイロ(1クルセイロ≒35円)ですむが、人力では1日半かゝり、45クルセイロの労賃支払いが必要である。現にブラジルには24万台のトラクターが農場で働いている。しかしながら、機械化の速度は生産性の向上をはっきり証明するに至っていない。コーヒー、砂糖きび、小麦、米、それにフェジヨンの如く主要農産物の単位面積当り収量は、統計によれば減少の傾向にある。このことはブラジルの農業技術水準の低さのみならず、農地を有効に利用していないことを示している。政府関係者は、このブラジル農業の欠点をよく承知している。ブラジル農村技術普及援助公社(Embrater)のシンプリーシオ総裁は、現在ブラジルの農業技術は生産面からの要求に対応できないし、そのうえ生産者の教育水準が低いため専門家が提案する新技術の導入に抵抗することがしばしばある。とりわけ新技術は常に生産者の資金負担を増大させている。サンパウロ州の甘蔗農園での実験によると、十分な肥料、農薬等の使用にもかかわらず、かんがいなどの新技術は極めて高価につき、経済的に成り立たないと彼は述べている。その理由はすべて、農産物の価格上昇が歴史的にみて、農業生産資材の価格上昇よりも相当低いことにある。ブラジルでは一台のトラクターを購入するには600トンの甘蔗糖原料を必要とするが、アメリカでは僅か100トンで充分である。この事実はアメリカの農民がその生産物で充分金をもうけており、したがってそれを土地に再投資しうることを示している。ブラジルでは農民が自己資金のみで農業を行うことは困難である。農民は“世界最大の農業銀行”であるブラジル銀行から土地と生産物を担保に資金を借入れている。農産物と農業投入資機材との相対的な価格上昇率の差異の問題は農民に生産に見合うよう生産物価格を上げるべきであるとする意見と生計費の上昇とインフレーションを押えようとする政治経済との間で絶えず論争の種となっている。

農産物価格を上げることは、インフレの抑制力を失うこととなり、いかなる政府といえども容認しえないであろう。したがって、資金もなければ技術もない農民は、工業や商業に比べはるかに困難な立場に立たされている。都市ではそれぞれの産業の特定分野ですでに充分収益を上げているのに比べ、農民はたゞ単に生産者であるということ以外に購入業者であり、販売業者であり、かつ又金融業者でもある。農民は、能率を非常に犠牲にして、これらをすべて自分でやらねばならない。また、農業新技術の導入は他の事業に比べ高価であり、また困難でもある。農業の新技術は工業の場合と違ってそれぞれの特定地域の土地条件、気象条件及び社会環境などに適合させなければならない。世界全体で農業科学は温帯地域で非常に発展している。ブラジルの如き熱帯にある国では殆んど代表的な研究は行われていない。

ブラジルはメキシコ、アルゼンチンと共に南米でかなりの農業技術の研究に力を入れている国である。1973年には4,300万クルセイロが農業研究に投下されたが、本年(1976年)

は、7億7,600万クルセイロに達しており、ブラジル農牧畜研究院(Embrapa)に所属する1,300人の研究者が国内13カ所の実験場で小麦、米、フェジヨン、綿花、牧畜、さとうきび、マンジョカ等の研究を行っている。最近の実験によると、中西部セラード地域での小麦の生産が、二毛作の導入により南部諸州よりも50%の増収を示している。農業技術の研究、普及の努力とならんで連邦政府は農民が生産を継続しうるよう農産物最低価格保証制度を実施しており、この制度は、またブラジル銀行からの借入を容易にしている。ブラジル農業の持つ欠陥と矛盾は、“ブラジルは基本的には農業国である”という考え方に疑問を投げている。数年前、日本はブラジルから年間400万トンのとうもろこしの買付を希望したが輸送施設の不備などもあって実現はしなかった。

ブラジルを農業国と規定するか、どうかは別としても、耕地可能面積の75%が未開発であり、今後この開発を進めることになろう。農業生産の国内総生産の占める割合は15%以下であり、一方経済活動人口の40%が農業に従事している。1970年センサスによると第1次産業部門の平均所得が138クルセイロなのに比べ、都市部門では377クルセイロに達している。また北東部の第1次部門の平均所得は僅か93クルセイロに過ぎないが、サンパウロ州の都市部では478クルセイロに達している。このことは北東部から中南部への人口の移動の理由をよく説明している。北東部の小農や農業労働者はサンパウロに移住すれば5倍の収入があることを知っている。と、北東部開発庁のルーベンス・コスタ氏は語っている。同庁の推定によると北東部では、120万を越える農民家族が半失業の状態にある。これは、またブラジルの都市部での混乱となって現れてきている。

毎週木曜日古ぼけたDC3型機がリオ・グランデ・ド・スル州のカラジィーニョから多数の小農を乗せてマンド・グロッソ州にむけ飛び立つ、彼等は生産性の低い自分の土地を売って、その金で中西部でより広い土地を買いにゆく人達である。“そこで土地を買うのはさして難しいことでない”とアロン・ステルゼン氏は語った。彼は「入植協同組合」計画に関心を持った。この集団入植事業は、1973年に開始され、まず初めにゴヤス州との州境に近いガルサスバラに農民を入植させた。年内の入植農民は3,600人に達し、1戸当り400ヘクタールの土地を所有した。入植者はすべてかんがいにより稲作に従事しており、1975年には20万袋の生産を上げ、今年57万袋に達するといわれる。

リオ・グランデ・ド・スル州のコロノ(主として農業労働により生計を維持している者)がその小自作者と同じように、その収入で家族を養ってゆけたら、彼等は土地を離れなかったであろう。コロノ達は、やむを得ず他の地域からの移住者達、とくにもはや親ゆずりのちっぽけな土地では生きてゆけなくなった北東部の人達と共にマット・グロッソに新天地を見出したのである。彼等は、しばしば地主や雇傭者との不公平な条件の下できびしい中部の土地を耕すことになる。スル州からの移住者は機械と若干の資本を持ち込み、北東部の移住者は農場労働

働者となるが、いずれも農業の開発により生じた構造上のゆがみによる犠牲者達である。

1940年代当初、リオ・グランデ・ド・スル州には50ヘクタール以下の農場が約17,800あったが、これが国家植民農地改革院(INCRA)の調査によると1968年には、45万7,000に増加している。これは1950年代以降の農業労働者の他州への移動を考えれば不思議なことではない。耕地拡大の余地が減少したことと、機械による代替のため毎年37,500人の農業労働者が職を失った。彼等の大多数は、都市の貧民街に入り込み、それを大きくしている。リオ・グランデ・ド・スル州北部の主要都市であるパソ・フンドで起きていることは極めて印象的である。すなわち、この都市の住民10万人の5分の1近くは失業者か半失業者であり、彼等は市の郊外の69の部落に住んでいて、いわゆる“飢餓地帯”を形成している。社会的に隔離されているため、これらの部落では危険な襲撃事件などが発生しており、売春も極めて多い。“外にいる連中はなんの資格(技術)も持っていないし、だから職にありついても最低賃金しか貰えぬ。今のように生活が苦しければやがて農村社会での一般形態である家長制家族制度の分解が始まり、子供達は僅かの収入を求めて町へ去り、そこで不良化するであろう”とシリアコミーノ警察署長は語っている。しかしながら、パソ・フンドの状態は他の州内のより恵れた都市とさほどの違いはない。若干事態が深刻なだけである。“パソ・フンドはリオ・グランデ・ド・スル州中部高原の主要都市であり、3,800の農家 — その95%は小農であるが — これが市の経済の60%を握っている。350の中・小規模の産業は失業労働者を吸収するには充分でない。しかしながら、この町は州内で最大の綿花の生産地のひとつであり、国内で農業先進地域のなかのひとつの中心にある”とアザブージャ市長は述べている。

事実、ブラジル内陸部の中規模の都市では、農村からの集団移動によって引き起される問題から免れることは出来ない。パラナ州北部の広大な地域の中心都市ロンドリーナは十分なインフラ整備が行われないうえ、人口が32万に急増している。ここには約500の中小規模の産業があるが、貧民街の人口の急増をさけることが出来ず、またこの住民は殆んど定職にありつけない。75年には7月の霜害のため、今までに20万人の農業労働者が荒廃したコーヒー農園から排出された。こうした事態にもかかわらず、パラナ州北部地帯でみられる農園方式は、この州で中産階級の形成に貢献していることを数多の調査が明らかにしている。パラナ州北部土地会社はテラロッシャの農地を一区画36ヘクタール以下に細分し売出した。この民主的土地分譲方式は他の植民会社も採用し始めており、州政府自身も一区画最大48ヘクタールの分譲を行った。しかし、その時はブラジル北部及び北東部から大量の農村労働者が流れ込んだコーヒーブームのさ中であつた。1953年まで一区画ごとに平均4家族が入植した。コーヒーに代り大豆あるいは小麦の栽培が一般化するに従い都市部には以前ブラジルでみられた日雇人夫が再び姿を現した。彼等は種まきや収穫期だけ日雇で働いており、公的な保護も受けてなければ、医療保険の対象にもなっていない。今日大豆を栽培する農園で100ヘクタール以下は

めずらしい。これらの農園は極めて生産性が高い。それゆえか、あるいはそのためか雇傭労働者の数は減少している。1ヘクタールのコーヒー園は年間1人の労働者を97日必要とする。一方、機械化された大豆農園では僅か9日間必要とするだけである。したがって、コーヒー園の霜害によって職を失った20万人の農業労働者のうち4万7000人だけが新しい大豆、小麦、とうもろこし、米、あるいはフェジンを栽培する農園で職を得ることが出来ることになる。

“大農園には小鳥が羽根を休ませる樹木が一本もない”とランショ・アレグレという小さな町に住む老人がいった。この町には、69年には1万8,000人の人々が住んでいたが、今は6,800人しかいない。これは農業の機械化が原因である”と彼は結論している。ロンドリーナから76km離れているサンタ・マリアナの町はパラナ州北部で日雇い労働者の多い所として知られているが、ここに住む商人のジョセー・アルリーノ・ダ・シルバ氏は、この住民の多くは大都会に移ったか、あるいは他の農村地域に職を求めて去ってしまった。以前は毎朝夜が明けると農園へゆくトラックに乗るため3,000人以上の労働者が店の前に集ったものだ。今日ではその数はせいぜい200人程度だ。この日雇労働者は最近ゴイア州の南東部に移住したため、その地域の小都市の人口が爆発的に増加している。この地域の17の郡に30万近い人が集っている。人口3万のサンタ・ヘレナの町は綿の収穫期にはそれが倍にふくれ上る。彼等は北東部やサンパウロ州の内陸部から来た者達で、町の行政上大きな問題を起している。“日雇労働者がやってきて、金を手に入れ、帰えることを忘れて金を全部使ってしまう。収穫が終わった時、帰える金がない”とサンタ・ヘレナ市の福祉部長のタナス・アゾーズ氏は語った。

こうした労働者の“滞留”は衛生問題とまた一時的雇傭機会を作り出す必要が生じている。このため市では、なけなしの予算で石工、大工及び電気工事人の職業訓練コースの開設を決定した。1975年には300人がこのコースを終了した。こうした職業訓練の動きは、ブラジリア、ゴイアニア、アナポリスの諸都市にも広がっている。“政府は時期的にしか雇傭されない労働者について大きな関心を払っている”とリベイロン・プレト市のオルランド・パルトシ農業部長は述べている。この都市を中心とする地域はサンパウロ州の農業生産の約40%をしめており、国内で最もダイナミックな地方である。テラ・ロッシュャの土地で近代農法を行っている人口30万のこの都市もロンドリーナ、パツ・フンドあるいはサンタ・ヘレナと同様な問題をかゝえている。最近の研究によると、人口の10%は貧民窟に住んでおり、その大部分は農村地帯からの移住者である。

“私が子供の頃、両親はリベイロン・プレトの郊外に570ヘクタールの土地を持っていた。私の楽しみは労働者の家で一緒に食事をする事だった。食べ物は豊富で一杯あった。米、フェジソン、ポシンタ、カボチャ、豚肉それに牛乳がたくさんあった。しかし経済事情が変わってしまった。多数の家族を使っていたコーヒー園がだめになり、さとうきび、綿、大豆畑が現



れた。収穫時期での収入は大きい、一年中働けない。昔のコーヒー園のように労働者の家族がそこに住んで、穀物やじゃがいもを作り、鶏を飼っていた時代は去った。これは農村生活のユートピアとも思える”と今年51才のセルジオ・カルゾード氏は語り、“今では小さな農園では家族を養うだけの収入がなく、大きな農場では機械に替ってしまった”となげいている。

ミスター・コットンとして知られ、綿花の栽培一筋に生きているカルゾード・デ・アルメイダ氏の農園は、いまだ昔の気風をもった数少ない農園のひとつである。農園の本館に通ずる道の両側には、アンテナと野菜畑のある小さな農家がつづいている。そこでは彼の使用人と家族が生活している。彼等は農村生活を楽しむと共に家の前からバスに乗って6km離れた町にゆくことも出来る。樹木に囲れたこの共同社会はいつも花が咲いている静かな所であるが、このような風景を国内の他の農村地帯で見つけるのは難しい。コーヒーがその王座を他の作物に譲ってしまったリイベイロン・プレトでも極めて難しい。小農の田園風景は、わずかに製糖工場の囲りに存在しているにすぎない。農村のもうひとつの情景は、夜明けと夕暮れにせまい農道を行きかう人々のむれである。この日雇労働者は植付けや甘蔗糖畑の除草などで月曜日から土曜日まで毎日27クルセイロの日当をかせぎ、日曜日に休息する。作業は午前7時に始まり午後6時半に終る。昼の1時間の冷たい昼食を木陰か日なたで喰べる。農場主は日雇を常備契約することに関心がないし、日雇も農村生活を楽しんではないようだ。今では農村でも金さえあれば、テレビや電気冷蔵庫を備えることが出来る。この地方に電化がゆきわたっているからである。

日雇農民の子弟は、初等教育を終えるとすぐに両親を助けて家族を養うため働かねばならない。これは都会の非熟練労働者よりも恵れない農村雇労働者の数をふやすという悪循環を作りだすことになる。農村地帯では砂糖工場やその他の工場で働いている技術工が最も恵れた生活をしている。一方、教会、学校それに医療施設があり、250世帯をかまえているサンタ・リア甘蔗糖農園工場はリイベイロン・プレト市からの僅か数キロ離れた所にあるが、ここでは日雇労働者の確保が困難になってきている。“今では、この工員の息子達は皆んな砂糖きびを刈る仕事をいやがる。殆んど全部技術学校へ行きたがっている。だから、これらの人夫の代りに仕事をする機械をいそいで作らなければならない。きびの収穫作業はブラジルで最もきびしい仕事であり、その仕事は一代限りで子供はやらない”と、この工場の機械設計技師が語っている。

リベイロ・ピント氏は、15年前市内にサンタールという農業機械製造工場を設立した。現在この工場の従業員は400名に達しているが、この工場の最も重要な製品は100人の農業労働者の作業を代替する収穫機械であり、その価格は85万クルセイロである。“この機械が導入されている場所は労働者の確保が難しい所だけで、本当のところ私はこの機械が日雇労働者の失業という社会問題を起しているとは聞いていない”と、その機械技師は語っている。

農村から都市への大量移動は、都会には映画館や劇場やスーパーマーケットなどの魅力的な

ものがあるからだけでなく、恵れた生活が得られるという誘惑にかられるからである。しかし都市には就職口がなく、近郊のトタン小屋に住むか、農村に帰ってまた日雇になるか、いずれかである。このような状況は北東部で目立っている。そこでは農家の80%近くが20ヘクタール以下の小農であるが、これはINCR Aがこの地域での小農経営規模とモデルとして設定している80ヘクタールの4分の1にすぎない。経営規模の細分化が進んでおり、1960年には、この地方で10ヘクタール以下の農家数は約87万戸であったものが、1970年には150万戸に増加した。60年代に北東部の農村人口は年1.2%の割合で増加したに過ぎないが、一方都市部では4.6%の増加を示している。北東部の人口の約40%は同地方の12%の面積を占しめる海岸そいの100Km以内の狭い地帯に集中している。グランド・レシーフェ市では60年代毎年4.5%の割合で人口が増加し、今日ではその人口は160万を越えている。ブラジル、北東銀行のモウラ氏によれば、グランド・レシーフェ市郊外での異常な人口増加は、恐らく常備雇労働者が日雇労働者に変化したことに原因があろうと述べている。レシーフェ近郊のジャポアトン及びカーポの両市の人口は過去10年間に増大し、ジャポアトンに近いムリィベッカの町の人口は同期間に5倍にふくれ上った。“私は砂糖きび農園から放り出された、一体何が悪いのか知らない”と、9年間そこで働いていたシルバ氏は不平をもらす。そして彼は日雇人夫になったのである。北東部の日雇人夫の生活は中南部の日雇農夫の生活よりかなりきびしい。INCR Aの調査によると、北東部の農地1ヘクタール当りの生産性は75クルセイロであるが南部では296クルセイロに達する。したがって、中小農家は解決しえないジレンマにつき当る。土地の収益性が低いため再投資できない。そして、再投資の欠除で営農をつづけることが出来ない。ブラジルのあるコンサルタント会社が行ったリオグランデ・ノオルテ州の農業調査によると、資金の非効率的使用、資本の低回転率及び農場の低収益性を指摘している。

しかし、一方では中程度の5ヘクタールの土地で夫婦と子供5人が生活するのは困難なことではないという事例もある。今年46才のセペリーノサントスは、レシーフェから78Km離れたグローリヤ・デ・ゴイタでの借地料として年間僅か600クルセイロを払っているにすぎない。4頭の牛からうる肥料をもとに5ヘクタールの土地に甘蔗、とうもろこし、フェジョン、じゃがいも、マンジョカ、野菜などを栽培し、この他年間1トンのマンジョカ粉を生産している。19年間の土地を借りているが、彼は今まで4年間に2度しか借金をしていない、ひとつは150クルセイロ、もうひとつは200クルセイロである。彼は“今のままでどうにかやってゆけるので大きな望みはない”と語った。

ブラジルでの小農問題解決のため、バルガス大統領の時代以来今日まで農地改革が議論されている。農村におけるより公平な土地の配分を図るための第一歩は、1964年に政府が土地条令を定めた時に始る。1969年に当局は強い権限を有する政令9号を制定し、組合がディ

ビダ・ブプリカ（国土の分配）の名のもとに補償金を支払って、その所有する農場を没収することを許可した。1971年にはプロテラが公布され、中小農に売渡すため土地の取得又は接収が容易になった。

しかし、この法令の公布によって恩恵を受けた農家は、セアラ及びベルナンブコの両州で1,000戸にすぎない。多くの場合、大農場主はその土地の配分者として自分の親せき、知人、それに永年自分の所で働いていて不平をあまり言わない農夫を指定するというぬけ道を作る結果となった。この事実はパウネリ農相をして1974年にプロテラ法が農地改革のひとつの試験であり、これにより、ブラジル農村地帯の半分が混乱したことを認めさすこととなった。その後農地改革のための新しい努力のひとつは、北東部の27地区に植民させるために30億クルセイロを投入するというポロノルデステ計画の作定である。土地再配分を考えて放棄し、政府は新計画は企業的農業経営の発生をうながすであろう。このような方法で多くの障害と欠陥にもかかわらず、ブラジルの農業が毎年多大の収穫を上げる生きた証明となることを期待している。近年ブラジルの輸出の伸長は大部分農産物に依存しているおり、その割合は全輸出の60%以上を占めている。本年はコーヒーと綿花を除き、豊作が予想されており、その生産は史上最高となろう。

## 5. 新規プログラムに於ける農業金融制度

### CREDITO誌より抄訳

既存の融資制度に加えて、連邦政府はセラード、石灰、種子、肉牛牧畜、牧場、子牛の保留、および倉庫・サイロに関する特別プログラムを制定した。

#### I 農業金融制度の目的と借受人の資格

1964年からブラジルで制度化された農業金融制度は、営農経費、投資資金、販売経費に必要な資金を農牧畜生産者または農牧畜業協同組合に供給することを主目的とする。またこれらの事業の維持と技術のイノベーション促進に不可欠な資金援助をも可能にする。農業金融の借受人たり得る者は次の通りである。

- 農業生産者（自然人または法人）
- 現在農業生産者とはみなされていないが、以下の業種に従事する自然人または法人。  
種子と優良苗の研究および／または、生産、農地における土壌の保護をも含めて、農業機械化によるサービスの提供、漁獲と水産物の加工、精液の研究、生産および販売、人工受精サービスの提供。
- 農業協同組合

#### II 融資を受ける基本条件

農業融資を受けるには下記の基本条件が必要となる。

- 時期 — 支援対象たる活動がいつ融資を受けることを必要とするか。
- 適正金額 — 経費の見積り額を正確にカバーする金額が算定されること。
- 適合性 — 正しいタイミング＋適正な資金量＋対象の生産者の資格
- 保証 — 明確な担保＋融資対象事業の経済的フィージビリティー＋融資の使用計画
- 資金の交付 — 融資金の交付は常に実際の必要時に応じてなされるものとする。
- 返済方法 — 農業融資金の返済は、借主が収益を得るサイクルに合わせて、行なうものとする。

### Ⅲ 融資の種類

農業融資には、営農、設備投資、販売のための融資、農業生産協同組合と漁業に認められた融資、植林および（または）再植林、種子と苗木の生産者に向けられるものなどが含まれている。

#### (1) 営農資金用融資

営農資金融資は農地の生産サイクルの通常経費をまかなうのに充当されるものである。また整地から収穫した生産物の第一次精選とそれらを農村の倉庫または協同組合に貯蔵するまでの恒久的あるいは一時的な生産過程に要する資金や、自然に自生する植物の生産物の開発、精選と貯蔵も融資対象となる。牧畜営農資金には、養蜂、養魚、養蚕を含めて、動物生産の通常経費が含まれる。

これらの融資は、中小生産者が対象である場合、融資対象者およびその家族の生計費に充当することも容認される。融資の基本的な性格からも、一般に、生産と生産性の増大をもたらす農業資材の購入資金をも含むべきである。そのために、農業と牧畜の営農資金の中で、農業資材の金額は予算のそれぞれ15%と7.5%を占めるべきものとする。このように、その取扱いに特殊性のある融資をも一括して営農資金(custeio integral)と見なすものとする。例外として(中央銀行の認可ある場合)、上記の資材の購入と利用を義務づけることなく、銀行が融資を与えることも可である。この種の取扱いを単一営農資金(custeis simple)と呼ぶ。

ここで、以下の点を順によって検討しよう。すなわち、連邦政府が、一方では、特定区域における生産と生産性の増大を目的として、農学と獣医学の新しい生産技術が勧奨する効果の高い生産エレメントの採用にも営農資金融資を認めるべく条件を設定しようとしていること。また他方、借入人の経済的負担を軽減することを目的とする補助金を交付していること、のふたつの措置である。現行法により、下記の資材購入に対して補助金が交付されるようになるものと予測されている。

- アミノ酸類
- 濃縮された各種材料
- 動物性または植物性各種成分 — アルファルファ牧草、綿、落花生、米、ココヤシ、

ゴマ、ひまわり、解毒性ひまし油用唐ゴマ、大豆、小麦のぬか（ふすま）類、肉、肉と骨、肝臓、圧力釜で処理した骨、焼いて石灰にした骨、にかわ質を抜いた骨、かき、魚、羽根、鳥の内臓と羽根、血液、鳥の内臓の粉末、糖みつ、torula、尿素

- 飼料（鶏用のみ）
- ミネラル、ビタミン、抗生物質の添加剤
- 中和剤と接種剤
- 農牧畜用予防薬
- 動物用の薬品類
- 種子と優良苗木、公共機関または認可されている個人または企業より購入するもの
- 凍結精液とその包装、保存、使用のための付属品
- 農業用飛行サービス（噴霧、施肥、種まき、航空写真測量）

化学肥料または無機肥料の購入に当っては、その金利負担は免除されないが実際購入額の40%が補助対象となる。従って、農業生産者は購入額の60%相当だけの債務を負えばよい。

#### (2) 設備投資用融資

設備資金融資は固定資本財と半固定資本財の形成に当てられる。固定資本には、例えば堰（水位より低い耕作地）の建設、農業の電化、農業電話、恒久的耕地（牧場を含む）の設営、施設と恒久設備の建設、改築、拡張などが含まれる。また、半固定資本の設備投資は、動物、機械機具、車輛、舟、航空機などのような、農地に実際に結合していない財産の購入を対象とする。期限は5年まで（半固定資本）と12年まで（固定資本）の2本立てである。

#### (3) 販売資金融資

販売資金融資は、農業生産者またはその協同組合に、その生産物を有利に市場に出荷させることを直接保証するため、資金を補助することを目的とする。同融資は、営農資金とは別個にあるいはその延長として、収穫の直接的局面の経費、個人生産経費または協同生産経費を対象とする。貯蔵、取り扱い、保存、包装、保険、運賃などの経費や生産物を協同組合または種々の買手に販売し、あるいは引渡す際に受け取る手形の割引きも含む。

さらに、農牧畜業の振興政策の範囲内で、政府が定期的に農産物の最低価格を決める事の例が多くなっている。農業協同組合および各地の農事センターは規約による活動の実施と開発、既存の機構の強化、組合員に対して認められた融資に対して農業融資を受けることができるとができる。

#### (4) その他の融資

農業融資の枠の中で運用される資金はさらに、植林と（または）再植林に対しても提供

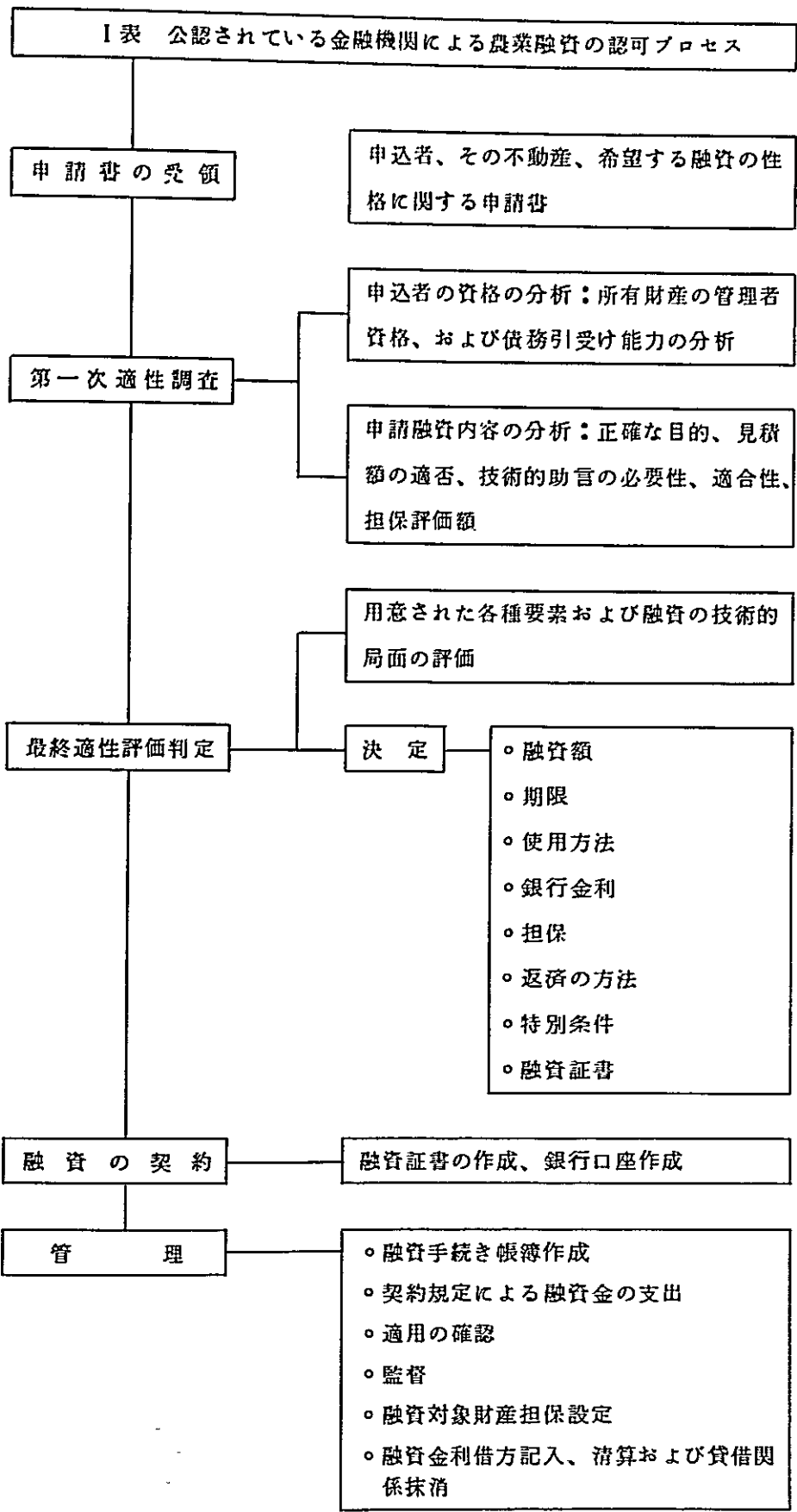
される。この場合の貸付けは、既述の融資に対して定められた一般規定およびその他いくつかのこの事業独特の性質の規定に従う。個人または法人が正式な占有権（所有権、用益権、借地権、借主、etc）を持つ土地において当該事業を行なうことに対して上記の融資は適用されるものである。所得税の納付割引きを受けるため個人または法人が行なう当該事業に対してもこの融資は適用される。

漁業活動では、漁業に従事する個人または法人（協同組合を含む）に対して融資が適用される。漁業とは、水中で生活する動植物の捕獲、保存、精製、加工、またはインダストリアルリゼーションに係わる諸活動のことである。

農地の開拓または改良プロジェクトもまた農業融資の対象となることが可能である。

#### IV 融資金の原資

金融機関が農業分野に振り当てる資金源には国内資金源と国外資金源とがある。国内資金源としては、中央銀行決議第69号と第260号で規定される資金源が中心となる。これらによると、現在、市中銀行は当座預金額の15%を農牧業に対し融資することになっている。他方、その他の源資は中央銀行の特別基金から得られる。中央銀行は農業融資を行なう認可を得た融資代理銀行に対し、その分の資金を再融資する。国外資金は連邦政府が国際的な機関と結んだ協定によるもので、それらの機関の中では、Banco Internacional de Reconstrução e Desenvolvimento（BIRD、世界銀行）とBanco Interamericano de Desenvolvimento（BID、米州開発銀行）が中心である。これらの融資金は、主として固定資本投資にあてられるもので、農業投資企業を刺激することを目的とするため、特別規定と一般農業融資関係規定に定める金利よりは低いレベルの利子で運用される。BIRD868/BR、BID256/SF-BR、BID205/SF-BRなどのプログラムの枠内で実施された融資ケースがその実例であり、それぞれ、肉牛牧畜（リオ・グランデ南部、サンタ・カタリーナ、マット・グロッソ、サン・パウロ、ミナス・ジェライス、ゴイアス）と羊の飼育（リオ・グランデ南部）、中小生産者、肉牛牧畜（エスピリト・サント、リオ・デ・ジャネイロ、ミナス・ジェライス）に対し融資することを目的としている。



## V 融資の受け方

農業融資を得るには、当事者は取引を有する銀行機関に行き、融資の申込みをしなければならない。一般にこの時点で予測される経費全体の見積りを付して申請する。融資機関は提出された申込みに基づいて一連の調査を行ない（I表）その担当部（農業融資課）が申請について見解を出すものとする。融資が承認されると、申請者は呼出され、証書にサインし、経費証明書（comprovautes）その他必要書類を提出しなければならない。

何らかの資産の購入に融資金が充当される場合、その供給者が会社である場合には融資金は銀行から供給者に直接支払われるものとする。それと異なる場合には、融資金は被融資人の当座預金の貸方に記入される。借受人は、最高期限30日以内に購入経費証明書および同支払証明書を提出する義務を負うものとする。融資が営農資金として貸出される場合は、展開されるべき活動に対して、融資機関の技術者の設定する年間予定に従って貸出し支出されるものとする。

特に、農牧畜業向け融資であって、しかも国産である場合（新品または、再販売者の保証付きの再生品）、機械、トラクター、飛行機の購入に対しても融資が与えられるものとする。政府を受取人として輸入されるか、または船積み時点で同種の国産品が存在しない場合、カタピラートラクター、航空機、ハーベスター、その他の外国製機械装置にも融資が認められる。

## VI 特別プログラム

農業融資の従来の枠に加えて、連邦政府は特別プログラムを用意している。その中には、セラードの開発、農業用石灰、種子の購入と配布、肉牛牧畜の開発、牧場、子牛の飼育、サイロ、倉庫関係のプログラムがある。

### (1) セラード開発融資

セラード開発プログラム（polocentro）は、農業活動、牧畜、植林と再植林を行なうことによりセラードを生産性の高い土地に改良する事を目的とする長期投資プランを調整するものである。

#### (i) 融資対象事業

下記諸活動が同融資対象である。

- セラードの当初準備関係 — 森林の伐採、抜根、伐採したものの結束（あるいは結束しないケース有り）、浸食に対する土地の防護、これには、位置選定、休耕、土の固定、風と霜から耕地を保護する目的に適う種類の植物の植付、土壌中和剤の購入等が含まれるものとする。
- 土地の継続利用に必要な投資 — 所有地内の道路；農村電化、農村電話または無線通信システム；倉庫、サイロ、納屋、さく囲い、家畜囲い場の追い込み通路、畑地と



牧場の分離境界作りに必要な柵；融資の対象となる計画の消化に伴う経費（経営と管理）；恒久的牧場の構成；生産物の調整費；水のせき止め、排水、灌漑；機械類一般の購入、開発計画の作業に必要な道具を含む；整地機 (colhedeiras) およびカタピラ式、車輪式のトラクターの購入、それぞれの付属機具を含む。事業とプロジェクトの規模により経済的に当該購入が正当と認められる場合に限る。ただし、機械を遊休状態にしないために第三者にこれらを貸与するサービスは認められる。；Manual de Crédito Rural (MCR、農業融資の手引き) の仕様に準拠した車輛、舟艇、航空機の購入；個々のプロジェクトごとにその必要性が明示され、立証されている場合であって、MCRに規定されている農牧畜業活動全体に必要な、その他の各種固定資本、ないし半固定資本への投資。

- 肥料購入用融資
- 機械による巡回作業用融資 — セラードの整地およびそれに引続く植付作業などの一連の開拓事業に使用する高額の機械、用具および予備部品類の購入。この場合の融資対象者は、連邦政府機関と協同組合または機械化サービスを行なうため会社組織をとっている私企業がその株式の大半を持つ会社がそうである。
- 肉牛または乳肉牛牧畜業に対する融資 — 肉牛生産の開発組織または既存の組織の改善関連の融資。
- 農牧畜活動または機械による巡回作業経費 — 融資対象者の事業に必要なもの一切の支出に要する資金を賄なう。

## (ii) 融資対象者

セラード開発プログラムの融資対象者は次の通り：

- 伝統的な農業生産者（個人または法人）
- 既存の農産協同組合、または農産物の精製・加工業開発のため、もしくは石灰あるいはその他の生産資材の生産のため、または、機械化サービスまたはその他農牧畜業と関連を有するものの開発を目的として組織されようとしている協同組合。
- 農業の機械化サービスに従事する会社または州機関。
- 農牧畜開発に参加するその他の部門の活動を目的とする企業または個人。

上出融資対象者のみが polocentro 用融資に応募し得ることを特に明示する。これら対象者は、技術援助に関する信頼できる機関の助言を尊重するものであり、また、企業ベースでの農牧畜開発の意欲が疑いもなく明白であることがその理由である。中放放棄し、あるいは単なる投機的な意図が明らかになった場合は相当する経済的制裁または懲罰処置を受けるものとする。

## (D) 融資条件

最終的に借主に対して、総費用は下記の通り配分される。

- セラードの当初準備関係の融資 — 土壤中和剤の購入；金利負担 (financial charge) の全面的免除。その他の投資；年利 7%、据え置き期間中は 6ヶ月毎に利子を計算し借方に記入する。元本に組み入れて、プロジェクトに示されている通り、支払い能力に従って割賦金と併せて請求する。予定の事業すべてについて、期限は 6年までの据え置き、12年までとする。ただし、土壤中和剤の購入にあてる融資金は、2年間の据え置き、5年までとすることができる。
- 土地の継続利用に必要な投資に要する融資 — 年利 15%、上の例と同条件。プロジェクトに規定する支払い能力に応じて、6年間据え置き、12年を返済期間とする。
- 肥料購入に対する融資 — 金利負担 (financial charge) の免除。2年間据え置き、5年までの期限。
- 機械化巡回作業を対象とする融資 — 年利 15%、6ヶ月毎に金利計算し、支払期日と決算日に取立てるものとする。融資が、州政府が資本の多数に参加している会社を対象に行なわれた場合、期限は、融資の返済を対象に、州資金の運用を内容として作成された計画に従って設定するものとする。その他の場合には、1年間据え置き、12年までの期限。
- 肉牛または乳肉牛混合牧畜に対する融資 — 年利 15%、支払期日と決済日に、6ヶ月ごとに利子を計算し、借方に記入する。融資受益者の目的 (経営または管理) と支払い能力に応じて期限は変動する。
- 農牧畜事業と機械化巡回作業による経営に対する融資  
— 年利 12%。農業経営資金の場合、一括対象とした地域 (incorporated area) の当初融資に対する期限は 3年である。その他は収穫時とする。牧畜経営資金については、融資の種類によって期限は変動するが、経済的に採算のとれ始めた年から返済を開始する。機械化巡回作業方式の経営資金に対しては、1年を期限とする。  
限度額は、プロジェクトで見積られた額の 100% までとし、担保として、質契約と不動産抵当を要求する。Polocentro の活動範囲はブラジル中西部とミナス・ジェライス州の西部である。

## (2) 農業用石灰融資

### (i) 融資対象事業

Programa Nacional de Calcário Agrícola (Procal、農業石灰融資) は、土壤の酸性度中和改良を普及させること、中和剤を適正な価格で提供することを保証すること、その実施期間中 (1975-79年) 中和剤の利用を漸進的に高めてゆくよう

に促進することを目的として資金を運用貸付けるものとする。

#### (ii) 融資対象者

下記の事業に対して融資する：農業生産者が当事者である場合、石灰の購入、運搬、使用に対して；農業協同組合が主体となった石灰のインダストリアリゼーションと貯蔵；石灰メーカーが主体となったインダストリアリゼーション（工業設備）と貯蔵に対して。上記の農業生産者、および／またはその協同組合が当該融資プログラムの対象者である。

#### (iii) 融資条件

最終借主に対する総費用は次の通り割振られるものとする。

- 石灰の購入、運搬、使用に対し農業生産者とその協同組合に与えられた融資は、金利負担は免除されている。集約的改良の場合、据置期間2年で5年の期限。その他の場合、継続年数のなしくずし払いにより、3年から5年まで。
- 工業設備に対する融資 — 年利12%。期限は据置期間2年で10年まで。
- 貯蔵に対する融資 — 年利12%、プラス信用開設手数料0.5%。期限は1年まで。

#### (iv) 融資限度

Procalの実施地域は全国的にまたがっているが同融資限度は次記の通り：石灰の購入、輸送、使用に対し見積られた経費の100%まで；工業設備に見込まれた固定投資と半固定投資の90%まで；貯蔵に対しては、倉庫にある石灰の販売価格の80%まで。

資産の質契約が担保に要求される；融資の申請は計画した事業のフィージビリティの技術的な調査と分析に基づいて検討される；額のいかんを問わず、工業設備を対象とする融資は、中央銀行の前もっての認可を必要とし、その結果によるものとする。

### (3) 種子の購入配布融資

Programa Especial de Aquisição e Distribuição de Sementes（種子購入、配布特別プログラム）は、1975年後半における、パラナ州、サン・パウロ州、マト・グロッソ州南部、ミナス・ジェライス州南部で、悪天候の影響を受けた地域に対し、大豆、小麦、その他種々の作物の“保証された、検査済みのまたは、緊急用の”種子の購入と配布に対して融資することを目的としてプログラミングされたものである。

種子の生産または配布に従事する農業協同組合と州立企業が融資対象者に含まれる。実際の購入資金の100%が融資され、金利負担は一切免除される。融資を受けた協同組合の支払い能力に応じて、期限は1年までとする。担保として、取得した種子を質契約として後に換金するものとし、組合員に対しては掛売代理証書を提出することを求めるものとする。

### (4) 食肉用牧畜業融資

#### (i) 融資対象事業

食肉用牧畜業振興プログラム（PRODEPE）の主要な目標は、長期間にわたる投資

によって、リオ・グランデ・ド・スル、及びサンタ・カタリナ、マト・グロソ、サン・パウロ、ゴイアス、ミナス・ジェライス諸州の一部における、牧羊業をも含めた、食用牛、及び、又は一般牛の牧畜業の生産の増大および生産性指数の向上にある。同開発投資に対して、次の項目を除いて、必要なる融資を行なうものとする。即ち、受益者の一般費、及び管理費、運転資金、土地購入資金、返済金、動物の取得（生殖用、及び、又は仔を産むものを除く）、及び、車（乗用車を除く）の取得を除く。

### (iii) 融資対象者

受益者は、その事業内容が次の条件に当てはまる、食肉用牧畜業者、及び、牧羊業者である。即ち、融資を受けようとする牧場が、プロデベの適用範囲内に位置していること。融資申請者が、融資契約の有効期限と同期間又は、それよりも長く、融資を受ける牧場の所有者、あるいは、正当なる資格で、その占有権を留保していること。融資を受ける牧場が家畜飼養、特に、品種改良、及び肥育を重点として同事業に従事しているか、又は、従事しようとしていること。牧畜業者が、融資対象事業を特に優先して監督し、さらに直接的に管理すること。受益者は、当該プロジェクトに、指示されている技術、及び農場経営の方法を取り入れることを約束すること。融資申請者は、牧畜事業を拡張発展させるに十分なる投資、経営能力を示すこと。

### (iv) 融資条件

最終借入主の総コストは、借方残高に対して、年利7%が課せられ、契約の満期、又は解消にいたるまで、6月30日、12月31日毎に請求される。補完的な消費物質の取得にあてられる費目、肥料価格補助に関するプログラムの適用を考慮に入れた肥料の購入については、金利負担が免除される。利息の他に、最終借入れ主は、借入金償還に際して、一ケ年をこえる期間の農業投資に対して、金融審議会によって決定された金利訂正率に従って、調整分を支払うものとする。期間は、金融上の援助を与えるための、きめこまかい計画が機能し得るように4年間据え置きで、12年までとする。

融資限度は、最低、国内の有効基準額（最低貸銀501クルセイロ）の200倍、最高で5千倍とし、牝牛の購入についての費目を考慮に入れても当プログラムの金融資額の50%を越えることができない。担保として、融資をうける牧畜用不動産を抵当にすることが必要とされる。

一方、融資は、技術プロジェクトに基づいて指定されるため、採用する技術を決定しなければならない。

繁殖用の種畜や牝の買付けにあてられる融資には、次の条件が強調される。

一 純血種家畜の飼育業者（種畜又は、牝の家畜の供給業者）には、次のことが要求される。即ち、ヨーロッパ種、及び、又はアメリカ種の動物は、血統登録機関が発給する純血種か、交配、又は検定による種か等の条件を証明する証明書付きであること。

— 雑種家畜の飼育業者（屠殺用牛の商業飼育業者）には、次のことが要求される。即ち、購入されるべき動物は、その種や、血統のグレードとは別個に、技術協力に当る責任機関の鑑定書によって、成長度、体格、健康の状態を認定し、それを提示しなければならない。

#### (5) 北部、及び北東部対象融資

##### (i) 融資の目的

北部、及び北東部における、食肉用牧畜業振興プログラム（プロデノル）は、牧畜業用不動産への投資にあてられる長期融資の実現によって、ベルナンブコ、アラゴアス、セルジペ、アマソナス、及びパラ諸州における、食用牛、及び、又は一般牛の生産性指数の向上と、その結果として、食肉、及び、又は牛乳生産の増大を目的とするものである。

##### (ii) 融資条件

融資の借方残高に対して、年利7%、ただし、金融再調整年度においては、8%（金融審議会によって決定された、金利訂正率に基づく）を課するものとし、契約の満期、又は解消にいたるまで、6月30日、12月31日毎に請求される。補完的な消費物資の取得にあてられる項目については（融資が）機能を発揮しない間、即ち、第一回の融資が満期となるまでは、金利負担を免除する。

- 借入金額の1%（プロジェクト起草税）
  - 融資の借方残高に対して、技術援助用として、年利1%。利息と同時に請求される。
- 融資限度は、最低の場合で国内においての有効基準額（最低貸銀501CR\$として）の100倍。最高の場合で5千倍で、融資期間は、4年間以内の据え置き後、12年以内とする。担保として、融資をうける牧畜用不動産、動物、機械、設備類を抵当に入れることを求めるものとする。プロデノルに関連して、その他、次のことが実行される。
- 受益者の運転資金の需要は、仔牛、仔羊の飼育経費の資金調達を通じて融資活動を行う機関と同一の金融機関によってまかなわれる。
  - 一年6ヶ月の乳離れした仔牛、仔羊の一头当りの価格は400クルセイロまでとする。この価格は、定期的に、中央銀行により食肉市場の動きに従って改定される。
  - 借入者が、生産の意欲を持たず、地価の投機に借入金を利用するようなことがあれば、自動的に、借入金を始めて利用した時点からの金利調整金を始め12%の罰金が課せられ、借入金の即時返済が要求される。

#### (6) 牧場に対する融資

##### (i) 融資対象事業

牧場融資計画（プロナブ）の目的とするところは、全国土に、次の目的に従って、投

資計画を発展せしめることにある。即ち、疲弊し、衰退した牧場の回復、又は改善（木の根を引き抜き、すきで耕やし、土地をならし、牧草の種を播き、植付けをすることが含まれる。）サボテンの自生する牧場の改善、食用肉畜用CAPINEIRAS（牧草名）及び禾本科、及び、又は豆科、その他地域に適合したサボテン類の牧場の造成、酸性土壌の改良のための基礎資材（石灰処理用石灰および磷酸塩）の購入、化学、及び、又は有機物質よりなる肥料の集約的な施肥、地域に適合した種類の種子、又は、苗の植付けによる日陰造り、土地の浸食をふせく工事等である。これらの方法を総合して、最大の出生率と、最小の死亡率を得るために取扱いの水準と、衛生状態の向上、家畜の飼料水準の向上、屠殺用肉牛および水牛の供給を顕著に増大させるための収益率の向上、牛乳生産量の増加を意図する。

### (ii) 融資対象者

プロナップの受益者は、伝統的な畜産業者（自然人、法人を問わず）、及びその組合である。従って、牛、及び水牛類の飼料や取扱いの最新技術を発展させ、食用牛と水牛の牧畜を活気づけ、技術プロジェクトの改良の方向に沿ってその事業を進め、発展へのフィージビリティを明らかに示し、技術協力機関が出す技術上の指示を尊重し、企業ベースでの開発の進展を意図することを明らかにする必要がある。

### (iii) 融資条件

下記に金利負担内訳を示す：

- 補助資材（肥料を除く）の購入関係用の融資 — 利子免除
- 牧場の創設、又は、再建を対象とする融資関係 — 年利 7 %
- 肥料の購入関係の融資 — 年利 15 %

償還金：固定投資、4ケ年据置き後、12ケ年以内、半固定投資、2ケ年据置き後、8ケ年以内、土壌改良、及び集約的な施肥関係事業、2ケ年据置き後、5ケ年以内。

必要とされる担保は、融資の両当事者の自由な取りきめに従って、現物（不動産、または抵当物）あるいは、融資を受ける期間に応じて、個人保証を両立させる。次の項目を参照のこと。

- すべての融資は、MCR（農業融資の手引）に従って立案された技術プロジェクトに基づくものとする。
- 融資期間中の義務的技術援助は、ブラジル技術援助・農業開発会社、牧畜業振興コンサルタント、または金融機関、関係技術者と契約を結んでいる専門会社によって供与される。
- プロジェクトの立案に要する費用は、経費とされる。

(7) 仔牛、仔羊の飼育融資

(i) 融資対象事業と対象者

仔牛、仔羊の飼育に関する特別計画は、霜害を受ける諸州（パラナ、サン・パウロ、マト・グロッソ南、ミナス・ジェライス南）、および水害を受ける諸州（アマゾネス、バラ・ベルナンブコ、アラゴアス、セルジペ）、即ち、牧場が損害をこうむる各州において適用される。子牛や牝牛の牧畜業者が、家畜の飼料としての牧草を確保することができるように制定されたものである。要するに、当該計画は、天候による被害を受けた牧畜業者が、不利な時点において仔牛や牝牛を売却せざるを得なくなることをないよう保護する計画である。対象者は、前記の地帯に在住する牧畜業者で、下記の金利負担を負うものとする：

(ii) 融資条件

- 期間は、一ケ年、またはそれ以内とする：a) 融資額は、国内有効基準最高額の50倍までとする。一年利13%（利子12%と手数料1%）、b) 基準最高額の50倍以上については、一年利15%（利子12%と手数料3%）
- 融資期間、一ケ年以上については：a) 国内有効基準最高額の50倍まで — 一年利13%（利子5%と手数料8%）、b) 基準最高額の50倍以上については — 一年利15%（利子7%と手数料8%）

飼育 — 再飼育業者と飼育 — 再飼育 — 交配業者の場合には、上記順で2年、または3年の融資期間とし、次の制限が課せられる：1業者当り — 同一業者が、すでに、同じ目的で獲得した他の融資分も含めて、80万クルセイロまで；2才以下の他の同種の融資計画に関係のない、乳離れのすんだ仔牛、仔羊（雌雄を問わず）1頭当り、400クルセイロまで。担保、または抵当として、動物の他にそれを補うものとして、MCRによって認可された何らかの他のもの（現物、または個人保証）が要求される。

(8) 貯蔵設備

(i) 融資対象事業

倉庫、サイロに対する融資計画は、国内に倉庫、サイロ等のインフラストラクチュアを整備して各種資源の動産化を図るものである。1975～80年度において、農牧物の貯蔵設備網の創設、及び中間、最終の貯蔵設備網の拡充を通じて計画実現を図る。

次の各項に資金を融資するものとする：

- 農牧における貯蔵設備、及びサイロの新設、増設、近代化。
  - 中間、最終貯蔵設備網の新設、増設、近代化。但し、組合、または一般倉庫、小麦製粉を業とする公的、私的事業によって計画される場合に限る。
- 旧来型のばら積み倉庫、水平、または垂直サイロの新設、増設、近代化のプロジェクト

トに対する融資が準備されている。受益者は、地方の生産者、及び、またはその組合、一般倉庫業者（公営、及び私営）、小麦の製粉業者である。

### (ii) 融資条件

農牧場の倉庫とサイロのための融資の利子、中間、最終貯蔵設備網のための融資の利子は、それぞれ8%と15%である。支払いは、六ヶ月目毎とする。融資限度は次の通りに決められている：農牧場の倉庫とサイロは投資計画額の100%。但し、国内有効基準最高額の一千万を限度額とする。その他の分野に関しては、投資計画額の90%までとする。期限については、最初のケースでは、2ケ年の据置きで、10ケ年以内、第2のケースでは、8ケ年以内とする。担保物件は、MCRが認可したものの何れかを要求される。

## Ⅶ 農畜産活動保険計画の目的（プロアグロ）

ブラジル経済政策の分析によれば、農牧部門における活動を発展させるべく立案した政策は、価格刺激策に対する反応が活発、かつ効果的であった。即ち、1974年においては、工業部門における上昇率を上廻り、8.5%に達している。国内総生産高中の農畜産業の占める割合を高めようとする政府の政策遂行に伴って、当該部門においては種々の刺激策がとられてきた。その目的とする所は、生産物の生産、販売、加工を援助し、飼育課程を速め、技術を導入し、活用することにある。

政府の刺激策のうち、有効なものとして農業金融財源の利用が挙げられる。この意味で、農畜産活動保険計画の制定は、こゝにとり上げるに価いする。当該計画は、今年度において既に異常気象に見舞われた農家の保護に適用されている。その主たる目的は、農畜産業者に対して、農畜産融資や投資の受入れによって必要となった金利負担を免除することにある。家畜や耕作物に被害を与える異常自然気象、病虫害によって、支払の義務が果せない実情の故による。その収益の全部、または一部を抵当とする。

生産者を対象とするプロアグロ（Proagro）の負担率は次の基準による：保険金支払いの時点で清算した借入金額の80%；借入金の通常時の清算規定による予定収入高の48%。これらのふたつの数字のうち、貸付上の見地から、有利な方が適用される。同金額は、プロアグロの負担限度額で、その支払いは、実際に取得した保険料、即ち、被害時点で清算した保険料総額、またはネット受取り保険料を受取って後に支払れる。これは、貸付金の償還の実現を考慮しているからである。この計画の遂行にあたって考慮されている項目のうちに、生産手段（肥料、その他の消費資材、機械、その他）や技術援助サービスを通じて、農牧畜業活動を発展せしめるのに適当な技術の活用を奨励することも含まれている。

これまで見てきたように、農畜産業の新規融資計画は、その目的のある部分は、霜、または洪水によって被害を受ける農牧畜活動の損害といった環境要素に向けられている。そして、例えば、霜害コーヒー生産地緊急復興計画の場合には、被害を受けたコーヒー耕地における



つなぎとして、落花生、米、豆、ひまわり、とうもろこし、大豆、小麦を栽培する費用の融資をも確保することとしている。

しかしながら、農牧畜融資の認可に際して考慮しなければならない状況の複雑さのためにしばしば特別プログラムの即時的定着は困難に行き当たることが多い。実際には、これらのプログラムのうちのあるものは、適及力を持ち、かつ、進行中のものに該当する機能も併せ持つ。このような状況が、ブラジル農業金融機構を構成する金融機関の事業を混乱させている。したがって、農業金融の実務における構造を十分に機能させるまでには、政府によって公示された規範を解釈し、金融機関の出先きを教育し、政府機関の作業に新しい慣行を作り出し、データ処理のシステムをイノベートするための一定の期間が必要となる。

これらの事実を認識しないために、農業生産者からの一連の苦情が惹き起され、それによって金融機関が、中央銀行が決定した農業金融の規則に頻繁に、時として、根本的に手を加えながら、そのシステムを受け入れるために行なっている絶えまない、強力な働きが軽視されることになるのである。

## 6. 農業保険 (PROAGRO) 規定

### 第 I 章

#### 目的と資金について

第1条 — 1973年12月11日付法令第5,969号により創設された農業保険 (PROAGRO) は、財産、家畜および栽培地に影響を与える自然現象、害虫ならびに病気発生によりその返済が困難になった場合、営農および投資資金としての農業融資の典型的な運用に関する融資に対する責任を農業生産者に免除することを目的とする。

第2条 — PROAGRO の運用をブラジル中央銀行から特に委託された金融機関から受けた融資金の債務残高は、本規定の定める目的に関する、融資債務を構成するものである。ただし、金利負担、業務提供、調査、その他借入人の債務となる経費に関する分は差引きとする。

第3条 — 運用に当り、PROAGRO は、全面的に、または部分的に耕作地と家畜に生じた損害によって返済の困難となった農業融資に対する責任のみを考慮するものとし、推せんされた生産技術を使用しなかった場合 (第19条"2"項) は適用外となる。下記の通り：

a) 原因が疑いもなく下記の諸現象のいずれかひとつにのみ該当すること：

— 大雨、霜、ひょう、干ばつ、たつまき、寒気、強風、気温の激しい変動、雷、その他一般の種類を問わない自然現象、およびその直接、間接の結果；

— 病気、または疫病。その治療、制御、または予防法が一般に流布しておらず、また技術的にも経済的にも実行不可能であると技術援助機関が判断したもの。(第III章)

b) 当初に見積った生産量が可及的に速やかに、少なくとも、最大近似値で再評価可能であること。

第4条 — 適切な生産技術の採用が刺激策として作用することを目指して、PROAGROの保険については融資対象たる農業事業の技術水準を考慮に入れるものとする。

第5条 — PROAGROの資金源は次の通りである：

- a) 年に1%の割増金。利息と併せて融資の債務残高について計算する；
- b) 国家予算に計上された出資金。1976年以降より当該プログラムの赤字補填用として支出される；
- c) プログラムの収入を補足するため、通貨審議会から配分される資金。

第6条 — 前項“a”項に述べた、年に1%の割増金は、利息と併せて請求できるものとし、また、同割増金の支払いのない場合には、毎月または支払い要求可能な日から30日以後経過した端数日につき上記割増金に対し10%の料金をPROAGRO収入として課徴するものとする。

第7条 — 借入人の借入金勘定に記帳された信用は、第1に、PROAGROの主旨に沿う義務を重んずべきものとし、さらに、本規定の不履行が惹き起す結果については金融機関が責任を負うものとする。

第8条 — PROAGRO収入として徴収した課徴金は、下記の通りに、ブラジル中央銀行に集められるものとする。

徴 収	納 金
-----	-----

毎月 1日から15日まで	—	翌月10日まで
--------------	---	---------

毎月16日から31日まで	—	翌月25日まで
--------------	---	---------

第9条 — 納金規約不履行の場合には、農業融資規定(MCR)18-1-12の規定を適用する。

## 第 II 章

### 管 理 運 営

第10条 — PROAGROはブラジル銀行が管理するものとする。当初は、同行の農工業融資調整部(Gerência de Coordenação do Crédito Rural e Industrial-GECRI)が担当する。

第11条 — PROAGROが保険対象とする事業は独立融資証書の交付を以て正式の融資形式とする。同形式は、契約日の時点において、それぞれ設定された融資額面を下記の補償勘定に記帳して開くもので、当該プログラムの保険対象の融資に対する義務以外はこれを負わない：

資産：8,00,380 — PROAGROによって保証される信用(中央銀行が指示するサブタイ

トルによる)

負債：9,00,431 — PROAGRO — 受け取った保証による債務

第12条 — 協同組合に特許された融資は下記を行なう場合にのみ保証される：

- a) 組合員への再配分融資(転貸)(MCR12-1-2-f)；
- b) 組合自体による農牧畜活動の経営。

第13条 — 下記のものPROAGROによる保証の対象とはならない：

- a) 単一の営農資金の融資(MCR9-1-2-b)；
- b) 精製または工業化のための経営資金の融資(MCR9-4)；
- c) 漁業活動に対する融資(MCR14)；
- d) 農業の機械化サービスの第三者への提供に対する融資(MCR2-1-1-c-2)；
- e) 販売資金に対する融資(MCR11-1-1)；
- f) 国庫奨励貸付金に関係する場合の植林と再植林に対する融資(MCR15-3)；
- g) 明らかに不利とされる自然現象、災害および病気にしばしば見舞われる時期と場所で行われる事業、特に、収穫時期に生産物を売り出す際に高い市価で販売可能であるとの単なる予測のみに基づいて展開される活動に対する融資；
- h) 過去3ヶ年の中の2年間にそれぞれの借入主が得た平均値よりも高く生産量を見積っている場合、または上記の見積りがない場合に、当該地方の同規模の土地で、同一栽培技術を使う農業生産者が実際に得る収穫量より多い申請人を見積りに基づく融資；
- i) 融資に伴う各種義務および(または)強制的なあるいは非強制的な各種保険によって補償されるか、または補償可能にすることも可能なそうした危害から生ずる損失；
- j) 融資が行なわれていたが、損害の発生時点以前には、それぞれの見積りに計上した最終目的には適用されていなかった同融資の既往部分；
- k) 損害の原因の発生時点で、契約による融資の最終借入人が負わされた各種義務に対して同人がその責任を果していないような融資；
- l) 最低価格政策で保護されている生産物を取り扱う場合であって、基準価格よりも、あるいは、その他の場合には、最終の収穫時点で当該地方で流通している平均価格よりも生産物価格を高く評価し、それに基づいて貸付けを行なった融資；
- m) 契約時点以前に、生産に不利な自然現象、疫病、病気等により危険の及んだ融資；

第14条 — 同一場所に発生した同一自然災害、疫病または病気のために、連続2年、PROAGROにより融資に対する返済義務を免除された生産者は、3年目からは当該プログラムの保険による新規融資の契約は締結不可能とする。

第15条 — 申請人は、融資申請の際にPROAGROの保険利用する意図があればその旨を表明しなければならない。ただし、金融機関は、当該事業が技術的枠組に関していっさいの必要条件を満たしていない場合には、当該オプションを拒否することを得る。

第16条 — PROAGRO の保険付き融資がいったん特許されると、いかなる場合にも、当該プログラムのための1%の割増金は免除されないものとする。

### 第 Ⅲ 章

#### 技 術 援 助

第17条 — PROAGRO の目的に鑑みて、技術援助は、農務省が直接に、あるいは技術援助と農業開発の全国システム (Sistema Nacional de Assistência Técnica e Extensão Rural) に属する、信任された機関、団体、個人または法人によって提供されるオリエンテーションと専門的なサービスを含むものとする。

第18条 — 金融機関はPROAGRO の枠組みにかなう申請内容については直接決定を下すことを得る。

第19条 — 枠組にかなうための不可欠な条件として、金融機関と併記署名した書類を通じて、申請人は下記を履行すること：

- a) 当該地方向けの技術援助に従い、各ケースごとに推せんされる生産技術を厳格に遵守することを誓約する；
- b) 融資（営農資金）対象たる生産の総収入額の他にも、PROAGRO 保険加入のための計算に当っては、下記のすべて、またはいかなる部分であれ、当該保険額評価に際して算入可能であればその旨必ず申告すること：
  - その他の農園からの確定利益；
  - 当事者の間で取り決めた返済方式とは別個に、賃貸した土地または牧場からの収入がある場合。
- c) 上に列挙した収入のすべてはPROAGRO が保険対象とする他の融資とは関連性のないことを金融機関に保証する。

§ 1 — 本条で言及した文書には種別、数量、収益額を記載し、農地の場合には、融資対象であると否とを問わず、その位置決定の簡単な図面を添付するものとする。

§ 2 — 本条に言う文書は、融資に参加する当事者によって認証されたプロジェクトまたはプランがある限り免除され得るものとする。当該融資においては、第19条ならびにその第1項が取り扱う資料のすべてを描えること。

第20条 — いかなる事業であれ、PROAGRO の保険対象とする際に、金融機関は、推せんされた生産技術の範囲内で、事業を良好な結果に導く上で必要な申請人の能力については事前に承知しているものとする。

第21条 — 当初当該プログラムの保証なしで成約した事業は、いかなる場合にも、当該プログラムに含めることは認められない。

## 第 IV 章

### PROAGRO への参加

第 22 条 — PROAGRO への参加による交付率は 80 以下であり、実際に交付した融資の元本について、あるいは、定期償還による事業の場合には、債務残高中の元本の部分を基に計算されるものとする。

第 23 条 — PROAGRO の実質交付高は、計算可能な元本と、精算最高額との間の差額の 80 であり、下記のふたつを操作して計算するものとする：

- a) 市場価格（または、最低価格が高い場合にはそれをとる）で融資された生産物の総収入額（営農の場合）、プラス本法規の第 19 条の“b”に述べる可処分金；
- b) 本法の第 3 条、b 項において再評価される生産価額は、契約価格か、もしくは市場価格がより高い場合はそれとする。

第 24 条 — PROAGRO によって保証される融資に伴う各種義務は、本法第 19 条で、責任を負わされる収入価額の 60 を越えることは不可とする。

第 25 条 — ブラジル中央銀行は、査定に関して助言し得るものとする。これには、PROAGRO の交付割合に関するものも含まれるが、基本線と関連法規は尊重するものとする。

第 26 条 — PROAGRO の交付率計算において、農畜産物の収穫以後に発生した損失は、その種類を問わず考慮に入れることを得ない。

第 27 条 — 全損のケースの場合を除いて、金融機関は、本法第 19 条“b”項に規定する実質精算確定所得を、債務勘定の貸付金返済分として受取る以前に、ブラジル中央銀行に対し、PROAGRO の交付金支払い申請書を発送できないものとする。

## 第 V 章

### 損害の認定

第 28 条 — 自然災害、疫病、病気の発生に際しては、文書により借入人は直ちに金融機関に連絡するものとする。当該金融機関は、書状を作成した後、本法 17 条にある一定の信任を受けた技師の技術鑑定書に基づき、損害の認定に必要な措置を直ちに講ずるものとする。

第 29 条 — 金融機関は、事業に対して異常な損害を及ぼす自然災害、疫病、病気の発生を見た場合には、即刻ブラジル中央銀行に連絡するものとする。

第 30 条 — 損害の認定調査の費用は PROAGRO が負担するものとする。

第 31 条 — 損害の最終的な認定は、借入人のいっさいの農作地およびその他の財源から実際に得られる収入が精算された後にのみ行なうものとする。

第 32 条 — ブラジル中央銀行は、新たな調査を実施すること、あるいは、金融機関による

損害の認定の欠陥の修正を要求することが適切であると考慮した場合は、その旨決定することができるものとする。この場合、努力不足と認められた側が責任を負担するものとする。

第33条 — PROAGRO の義務に関する決定について、当事者は、1973年12月11日付法令第5,969号第6条に規定する特別委員会 (Comissão Especial) に提訴することを得る。

## 第 VI 章

### 一 般 規 定

第34条 — 本法およびブラジル中央銀行から出される補足規定に違反する場合、中央銀行は、自らの判断により、金融機関、協同組合、生産者、技術援助機関および(または)それぞれの責任を負う技術者に対し、いかなる操作であれ融資に参加することを不可能とさせることを得る。ただし、法的ならびに規定上有効と認められるその他の権利はこれを損なわない。

第35条 — PROAGRO が保険対象とする事業においては、本法の他に、農業融資規定 (Manual de Crédito Rural) と前条に定める特別補足規定とを遵守しなければならない。

第36条 — プログラムの経験に基づき、ブラジル中央銀行は、同計画実施の続行に必要な人員の枠を通貨審議会 (Conselho Monetário Nacional) の承認を求めて提出するものとする。

第37条 — ブラジル中央銀行は、PROAGRO の交付金支払いの終了後に借入れ金勘定にある残高に応じて、借入人の自己資金の参加額面分を再融資することができるものとする。その理由は残る債務の延期は金融機関が正式に認め得るためである。

1974年10月9日 通貨審議会承認

1974年10月9日 第301号決議により公布

7. "ブラジルにおける外資系農業関連企業の概要"

(三井銀行ブラジル駐在員事務所調)

	参 入 外 資	国 籍	設 立	純 資 産 (千円)	部 門 類 別	従 業 員 数	売 上 高 (千円)	純 利 益 (千円)	季 報 (決算期)
<u>MOINHOS (製粉)</u>									
1. Moinho Fluminense S.A. Inds. Gervais	Bunge Y Born	アルゼンチン	1887	245,648.-	1	599	319,232.-	63,250.-	74/6
2. Grandes Moinhos do Brasil S.A.	"	"	1914	97,625.-	4	-	179,381.-	19,376.-	74/6
3. Fortaleza S.A. Inds. Gervais	Grupo J. MACEDO BUNGE Y BORN	"	1952	67,614.-	6	257	152,208.-	24,555.-	74/10
<u>CARNES FRIGORIF. E INDUSTRIALIZADAS</u> (冷凍肉・加工肉)									
1. S.A. Frigorífico Anglo	Union International	英 国	1924	208,021.-	2	3,635	619,584.-	47,199.-	74/12
2. Serrano Ind. Bras. de Alimentação S.A.	Artland Doerffler	西 独	-	24,562.-	13	-	65,000.-	△ 4,583.-	74/12
3. Frigoríficos Brasileiros S.A.	Intermares Overseas	米 国	-	13,298.-	36	-	35,279.-	196.-	74/12
<u>PESCADO (PESCA E INDUSTRIALIZACAO)</u> (漁業)									
1. Conservas Coqueiro S.A.	Quaker Oats	米 国	1947	68,044.-	3	722	181,000.-	21,862.-	74/12
2. Leal Santos Pescades S.A.	Group Refinaria Ipiranga CUF - Cia. Uniao Fabril	ポルトガル	-	54,711.-	4	553	38,600.-	3,537.-	74/12
3. Cia. de Pesca Taiyo	Taiyo Gyogyo	日 本	-	16,113.-	18	336	19,648.-	230.-	74/12
4. Pina Intercambio Coml. e Indl. e Pesca	Barque Nationale de Paris Hambros	フランス 英 国	1961	13,138.-	23	-	11,625.-	△ 9,271.-	74/12
5. Cia. de Pesca Norte de Brasil - Copesbra	Nippon Reizo	日 本	1911	10,414.-	31	187	17,500	2,353.-	74/12
<u>LATICINIOS (乳製品)</u>									
1. Laticínios Poços de Caldas S.A.	Gervais - Danone	フランス	-	71,818.-	2	1,815	264,166.-	8,182.-	74/12
2. Yakult S.A. Ind. e Com.	Yakult	日 本	1966	30,133.-	6	500	66,469.-	7,845.-	74/12
3. Leite Glória do Nordeste S.A.	Standard Brands	米 国	-	12,439.-	13	-	12,000.-	2,713.-	74/9

参 入 外 資	国 籍	設 立	純 資 産 (千 円)	部 門 額 定	従 業 員 数	売 上 高 (千 円)	純 利 益 (千 円)	備 考 (決 算 期)
<u>ACUCAR E ALCOOL (砂糖・アルコール)</u>								
1. Usinas Brasileiras de Açúcar S.A.	米 国		16,015.-	129	-	208.-	△ 875.-	74/12
2. Açúcar e Alcool Sao Luiz S.A.	日 本		8,992.-	241	-	1,698.-	390.-	74/12
<u>CAFE SOLUVEL (インスタント・コーヒー)</u>								
1. Dominion S.A. Ind. e Com.	日 本	1965	1,897,320.-	1	15,528	2,631,345.-	694,091.-	74/12
2. Cocam Cia. de Café Solúvel e Derivados	グ ルー プ Kiep 西 独	1960	87,382.-	2	-	-	-	74/12
3. Cia. Iguazu de Café Solúvel	日 本	1967	62,002.-	3	2,300	199,000.-	898.-	74/12
4. Café Soluvel Vigor S.A.	リ ヒ オ ン シ ャ ー ゲ イ ン	1964	8,426.-	6	252	50,246.-	3,046.-	74/11
<u>OLEOS VEGETAIS (植物油)</u>								
1. S.A. Moínhos Riograndenses Samrig	ポ ル ト ガ ル	1929	290,279.-	1	1,853	1,307,376.-	108,535	75/2
2. Refinadora de Oleos Brasil S.A.	ス イ ス		39,298.-	11	-	817,110.-	△ 1,975.-	75/3
3. Incobrasa Indl. e Coml. Brasileira S.A.	日 本							
<u>PRODUTOS ALIMENTARES DIVERSOS (食料品)</u>								
1. Cia. Indl. e Coml. Brns. Prods. Alim. Nestlé	ス イ ス	1940	524,417	1	7,287	2,201,839.-	177,609.-	74/12
2. Samba Soc. Algeceira do Nordeste Brns. S.A.	ポ ル ト ガ ル		486,188	2	6,636	3,885,974.-	131,152.-	75/2
3. Prods. Alim. Adria S.A.	米 国		113,251	6	1,500	223,285.-	50,198.-	74/7
4. Kibon S.A. Ind. Alimenticias	米 国		95,080	7	3,392	639,435	15,320.-	75/3
5. Inds. Reunidas Marilu S.A.	ポ ル ト ガ ル		54,401	12	153	98,099	15,015	75/3
6. Citrosuco Paulista S.A. Ind. e Com.	ス イ ス	1963	42,696.-	18	-	176,509.-	△ 6,495.-	75/3
7. Produtos Alimenticios Quaker S.A.	米 国		38,170.-	24	-	42,000.-	14,079.-	74/6
8. Joanes Indl. S.A.	英 国		35,527.-	30	147	212,362.-	13,042.-	74/12



参入外資	国籍	設立	純資産(千CtD)	部門 順位	従業員数	売上高(千CtD)	純利益(千CtD)	年 度(決算期)
<b>PRODUCTOS ALIMENTARIOS DIVERSOS</b> (cont-) (食料品)								
9. Salmac Salicultores da Mossoro Macau S.A.	米 国		17,452.-	50	-	51,939.-	△ 6,702.-	74/4
10. Bahía Frutos S.A.	ス イ ス	1966	14,191.-	59	-	13,170.-	△ 9,602.-	74/9
11. Avisco Avicultura Com. e Ind. S.A.	米 国		13,601.-	63	319	40,275.-	1,152.-	74/12
12. Refinaria Sal Ita S.A.	イ タ リ ャ	1956	13,398.-	64	-	48,196.-	1,093.-	74/6
13. Conservas Alimenticias Hero S.A.	ス イ ス	1951	12,007.-	70	-	23,000.-	3,114.-	74/12
14. Inds. Alims. Carlos de Brito S.A.	カ ナ ダ	1916	11,837.-	72	2,125	136,865.-	△ 9,804.-	74/12
15. Kibon do Nordeste S.A. Prods. Alimenticios	米 国		11,094.-	77	-	21,800.-	△ 2,641.-	74/3
16. Alimentos Supergalados S.A.	ス イ ス		9,745.-	85	-	4,000.-	△ 112.-	74/12
<b>AGRICULTURA, PECUARIA E SILVICULTURA</b> (農業・牧畜・林業)								
1. Liquefarm Agropecuaria Suia Missu S.A.(8)	イ タ リ ャ		57,367.-	12	-	14,646.-	4,500.-	74/8
2. Modo Battistella Re-florest S.A. Mobasa	ス ェ ッ シ ョ ン		50,669.-	18	33	-	-	74/12
3. Fazenda Bodoquena S.A.	米 国		40,547.-	28	-	15,000.-	5,766.-	74/12
4. Liquefarm do Brasil S.A. Agropec. (8)	イ タ リ ャ		27,416.-	60	-	3,000.-	7.-	74/8
5. Sementes Agroperas S.A.	米 国	1945	25,878.-	64	510	51,757.-	6,774.-	74/12
6. Cia. Agrícola e Florestal Santa Bárbara	ル タ セ ン プ ル 多		24,473.-	69	-	79,269.-	4,775.-	74/12
7. King Ranch do Brasil S.A. Agro Pastoral	米 国		160,069.-	3	-	165,000.-	184.-	74/5
8. Cia. Agro Pec. do Para	米 国		22,344.-	78	344	70,723.-	6,732.-	74/12
<b>FUMO E PRODUTOS DE FUMO (タバコ)</b>								
1. Cia. Souza Cruz Ind. e Com.	英 国 カネパ	1914						
2. Philip Morris Bras. S.A. de Cigarros	米 国		64,164.-	2	-	125,000.-	612.-	74/12

	参 人 外 資	国 籍	設 立	純資産(千円)	部門 順位	従業員数	売上高(千円)	純利益(千円)	償 還 (決算期)
3. Cia. de Fumos Santa Cruz	Philip Morris Incorporated	米 IN		48,616.-	3	461	95,417.-	△ 806.-	74/12
4. Fab. de Cigarros Florida S.A.	"	"		46,941.-	5	267	60,048.-	△ 1,879.-	74/12
5. Tabacos Blumennu S.A.	Liggett & Myers	米 IN		24,974.-	6	422	101,834.-	7,556.-	74/6
6. Tecnocerio S.A.	Deli Universnal Leaf Tobacco Nacional	オランダ 米 IN		20,743.-	7	-	39,000.-	427.-	74/5
<u>COMERCIO VAREJISTA DE PROD.</u> <u>ALIMENTARES (食料品小売業)</u>									
1. Supermercados Pag Pag S.A.	British-American Tobacco Ltd.	英 IN		290,279.-	1	1,853	1,307,376.-	108,535.-	75/2
				25,625.-	18	-	134,000.-	5,791.-	74/12
				25,069.-	19	345	172,223.-	4,704.-	74/12
				524,417.-	1	7,287	2,201,839.-	177,609.-	74/12
				486,188.-	2	6,636	3,885,974.-	131,152.-	75/2
				113,251.-	6	1,500	223,285.-	50,198.-	74/7
				95,080.-	7	3,392	639,435.-	15,320.-	75/3
				54,401.-	12	153	98,099.-	15,015.-	75/3

